

---

平成24年 第1回（定例）由 布 市 議 会 会 議 録（第6日）

平成24年3月7日（水曜日）

---

議事日程（第6号）

平成24年3月7日 午前10時00分開議

- |       |        |                                     |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第1  | 発議第1号  | 由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について  |
| 日程第2  | 報告第1号  | 専決処分の報告について                         |
| 日程第3  | 報告第2号  | 例月出納検査の結果に関する報告について                 |
| 日程第4  | 報告第3号  | 定期監査の結果に関する報告について                   |
| 日程第5  | 議案第1号  | 由布市立小松寮の設置及び管理に関する条例の制定について         |
| 日程第6  | 議案第2号  | 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について             |
| 日程第7  | 議案第3号  | 由布市職員等の旅費に関する条例の一部改正について            |
| 日程第8  | 議案第4号  | 由布市防災会議条例の一部改正について                  |
| 日程第9  | 議案第5号  | 由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第6号  | 由布市税条例の一部改正について                     |
| 日程第11 | 議案第7号  | 由布市印鑑条例の一部改正について                    |
| 日程第12 | 議案第8号  | 由布市介護保険条例の一部改正について                  |
| 日程第13 | 議案第9号  | 由布市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について         |
| 日程第14 | 議案第10号 | 由布市市営住宅条例の一部改正について                  |
| 日程第15 | 議案第11号 | 由布市道路占用料徴収条例の一部改正について               |
| 日程第16 | 議案第12号 | 由布市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について    |
| 日程第17 | 議案第13号 | 由布市水道事業給水条例の一部改正について                |
| 日程第18 | 議案第14号 | 由布市公民館条例の一部改正について                   |
| 日程第19 | 議案第15号 | 由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について       |
| 日程第20 | 議案第16号 | 由布市消防手数料条例の一部改正について                 |
| 日程第21 | 議案第17号 | 由布市火災予防条例の一部改正について                  |
| 日程第22 | 議案第18号 | 由布市と臼杵市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について |

- 日程第23 議案第19号 由布市と津久見市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について
- 日程第24 議案第20号 由布市と大分市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第25 議案第21号 由布市と別府市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第26 議案第22号 由布市と中津市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第27 議案第23号 由布市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第28 議案第24号 由布市と竹田市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第29 議案第25号 由布市と杵築市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第30 議案第26号 由布市と宇佐市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第31 議案第27号 由布市と豊後大野市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第32 議案第28号 由布市と国東市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第33 議案第29号 由布市と日出町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第34 議案第30号 由布市と九重町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第35 議案第31号 平成23年度由布市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第36 議案第32号 平成23年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第37 議案第33号 平成23年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第38 議案第34号 平成23年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第39 議案第35号 平成23年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第40 議案第36号 平成23年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第41 議案第37号 平成23年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第42 議案第38号 平成24年度由布市一般会計予算

|       |        |                         |
|-------|--------|-------------------------|
| 日程第43 | 議案第39号 | 平成24年度由布市国民健康保険特別会計予算   |
| 日程第44 | 議案第40号 | 平成24年度由布市介護保険特別会計予算     |
| 日程第45 | 議案第41号 | 平成24年度由布市後期高齢者医療特別会計予算  |
| 日程第46 | 議案第42号 | 平成24年度由布市簡易水道事業特別会計予算   |
| 日程第47 | 議案第43号 | 平成24年度由布市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第48 | 議案第44号 | 平成24年度由布市健康温泉館事業特別会計予算  |
| 日程第49 | 議案第45号 | 平成24年度由布市水道事業会計予算       |

---

本日の会議に付した事件

|       |        |                                     |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第1  | 発議第1号  | 由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について  |
| 日程第2  | 報告第1号  | 専決処分の報告について                         |
| 日程第3  | 報告第2号  | 例月出納検査の結果に関する報告について                 |
| 日程第4  | 報告第3号  | 定期監査の結果に関する報告について                   |
| 日程第5  | 議案第1号  | 由布市立小松寮の設置及び管理に関する条例の制定について         |
| 日程第6  | 議案第2号  | 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について             |
| 日程第7  | 議案第3号  | 由布市職員等の旅費に関する条例の一部改正について            |
| 日程第8  | 議案第4号  | 由布市防災会議条例の一部改正について                  |
| 日程第9  | 議案第5号  | 由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第6号  | 由布市税条例の一部改正について                     |
| 日程第11 | 議案第7号  | 由布市印鑑条例の一部改正について                    |
| 日程第12 | 議案第8号  | 由布市介護保険条例の一部改正について                  |
| 日程第13 | 議案第9号  | 由布市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について         |
| 日程第14 | 議案第10号 | 由布市市営住宅条例の一部改正について                  |
| 日程第15 | 議案第11号 | 由布市道路占用料徴収条例の一部改正について               |
| 日程第16 | 議案第12号 | 由布市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について    |
| 日程第17 | 議案第13号 | 由布市水道事業給水条例の一部改正について                |
| 日程第18 | 議案第14号 | 由布市公民館条例の一部改正について                   |
| 日程第19 | 議案第15号 | 由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について       |
| 日程第20 | 議案第16号 | 由布市消防手数料条例の一部改正について                 |

- 日程第21 議案第17号 由布市火災予防条例の一部改正について
- 日程第22 議案第18号 由布市と臼杵市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について
- 日程第23 議案第19号 由布市と津久見市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について
- 日程第24 議案第20号 由布市と大分市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第25 議案第21号 由布市と別府市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第26 議案第22号 由布市と中津市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第27 議案第23号 由布市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第28 議案第24号 由布市と竹田市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第29 議案第25号 由布市と杵築市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第30 議案第26号 由布市と宇佐市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第31 議案第27号 由布市と豊後大野市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第32 議案第28号 由布市と国東市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第33 議案第29号 由布市と日出町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第34 議案第30号 由布市と九重町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第35 議案第31号 平成23年度由布市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第36 議案第32号 平成23年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第37 議案第33号 平成23年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第38 議案第34号 平成23年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第39 議案第35号 平成23年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

- 日程第40 議案第36号 平成23年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第41 議案第37号 平成23年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第42 議案第38号 平成24年度由布市一般会計予算
- 日程第43 議案第39号 平成24年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第44 議案第40号 平成24年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第45 議案第41号 平成24年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第46 議案第42号 平成24年度由布市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第47 議案第43号 平成24年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第48 議案第44号 平成24年度由布市健康温泉館事業特別会計予算
- 日程第49 議案第45号 平成24年度由布市水道事業会計予算

---

出席議員（20名）

|            |            |
|------------|------------|
| 1 番 鷺野 弘一君 | 2 番 廣末 英徳君 |
| 3 番 甲斐 裕一君 | 4 番 長谷川建策君 |
| 5 番 二ノ宮健治君 | 6 番 小林華弥子君 |
| 7 番 高橋 義孝君 | 8 番 新井 一徳君 |
| 9 番 佐藤 郁夫君 | 10番 佐藤 友信君 |
| 11番 溝口 泰章君 | 12番 西郡 均君  |
| 13番 渕野けさ子君 | 14番 太田 正美君 |
| 15番 佐藤 正君  | 16番 佐藤 人已君 |
| 17番 田中真理子君 | 18番 利光 直人君 |
| 20番 工藤 安雄君 | 21番 生野 征平君 |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（2名）

---

事務局出席職員職氏名

|           |           |
|-----------|-----------|
| 局長 長谷川澄男君 | 書記 江藤 尚人君 |
| 書記 馬見塚量治君 |           |

---

説明のため出席した者の職氏名

|            |        |            |        |
|------------|--------|------------|--------|
| 市長         | 首藤 奉文君 | 副市長        | 清水 嘉彦君 |
| 教育長        | 清永 直孝君 | 総務部長       | 島津 義信君 |
| 総務部参事兼総務課長 | 佐藤 式男君 | 財政課長       | 秋吉 孝治君 |
| 総合政策課長     | 相馬 尊重君 | 人事職員課長     | 平井 俊文君 |
| 防災安全課長     | 日野 忠博君 | 契約管理課長     | 森山 金次君 |
| 会計管理者      | 工藤 浩二君 | 産業建設部長     | 佐藤 忠由君 |
| 農政課長       | 工藤 敏文君 | 建設課長       | 麻生 宗俊君 |
| 水道課長       | 秋吉 一郎君 | 都市・景観推進課長  | 柚野 武裕君 |
| 健康福祉事務所長   | 河野 隆義君 | 福祉対策課長     | 衛藤 哲雄君 |
| 子育て支援課長    | 津田 淑子君 | 小松寮長       | 房前四男美君 |
| 健康増進課長     | 衛藤 義夫君 | 保険課長       | 小野 啓典君 |
| 環境商工観光部長   | 溝口 博則君 | 環境課長       | 生野 重雄君 |
| 商工観光課長     | 松本 文男君 | 挾間振興局長     | 志柿 正蔵君 |
| 挾間地域振興課長   | 麻生岳登志君 | 庄内振興局長     | 服平 志朗君 |
| 湯布院振興局長    | 古長 雅典君 | 湯布院地域振興課長  | 日野 正彦君 |
| 教育次長       | 河野 眞一君 | 教育総務課長     | 森山 泰邦君 |
| 学校教育課長     | 江藤 実子君 | 中高一貫教育推進課長 | 中和田 久君 |
| 中央公民館長     | 渡邊 定君  | スポーツ振興課長   | 加藤 勝美君 |
| 消防長        | 加藤 康男君 | 代表監査委員     | 佐藤 健治君 |

午前10時00分開議

○議長（生野 征平君） 皆さん、おはようございます。

議員及び市長初め執行部各位には、本日もよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は20名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第6号により行います。

#### 日程第1 発議第1号

○議長（生野 征平君） では、日程第1、発議第1号の発議1件、日程第2、報告第1号から日程第4、報告第3号までの報告3件及び日程第5、議案第1号から日程第49、議案第45号ま

での議案４５件について質疑を行います。

発言につきましては、日程に従い議案ごとに締め切り日までに提出された通告書の提出順に許可をしますが、会議規則及び申し合わせ事項を遵守の上、質疑、答弁とも簡潔にお願いをいたします。

なお、自己の所属する常任委員会に関連する事項については、所属委員会をお願いをいたします。

まず、日程第１、発議第１号由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、１２番、西郡均君。

**○議員（１２番 西郡 均君）** 提案理由が包括旅行の旅費を見直すことによるというふうになっております。

「包括旅行」なる文言は、今回の改正で初めて備考のところに出てくるんですね。従来包括旅行というのは、表記がなかったにもかかわらず、包括旅行の旅費を見直すという提案理由というのは、おかしいのではないかというふうに思うんですけども、提出者の考えをお尋ねいたします。

それと、備考の前にあった滞在費１日につき、東京、大阪５，０００円というのを廃止することなんなんですけども、滞在費を廃止して、日当を１日につき従来県外２，０００円、日帰り４，５００円だったものを日当として支給すると。それも、従来の２，０００円からそれ以上の３，０００円、４，０００円、５，０００円というふうに日当をふやしてるんですね。滞在費を廃止して日当をふやすということはどういうことなのか、それも含めてお教え願いたいと思います。

**○議長（生野 征平君）** 工藤安雄君。

**○議員（２０番 工藤 安雄君）** ２０番、工藤であります。提案理由においては、包括旅行の旅費を見直すことによるという文言については、包括旅行の定義を定め、旅費については見直しを行うという趣旨でございます。

今後は、こういう誤解を招かないように努めたいと思いますので、今回はどうか御了承いただきたいと思います。

滞在費につきましては、モノレールや地下鉄の都内の移動に伴う経費として、これまで東京、大阪については業務のある日において５，０００円を支給をしておりました。今回の改正では、県内において滞在費を支給するところがないことから、滞在費を廃止するとともに、都内の移動に係る経費を考慮して、日当の額を改正するものであります。

以上であります。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（１２番 西郡 均君） 次回から気をつけるということなんですけれども、ベースになったのが執行部提案のものなので、それについては執行部のほうにまた詳しく聞きたいというふうに思います。

以上です。

○議長（生野 征平君） 次に、１番、鷲野弘一君。

○議員（１番 鷲野 弘一君） 昨日提出者から説明を受けまして、理解できましたので、取り下げさせていただきます。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

---

## 日程第２．報告第１号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第２、報告第１号専決処分の報告についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、１２番、西郡均君。

○議員（１２番 西郡 均君） 事故の場合、通常８・２という、ほとんど相手側の過失ということになるんですけれども、この２０％というのはどういうところを見られたのか、教えてくださいというふうに思います。

○議長（生野 征平君） 契約管理課長。

○契約管理課長（森山 金次君） 契約管理課長です。お答えいたします。

駐車場内の事故でございまして、由布市車両が駐車場の中を前進しておりました。そのときに、相手車が後進バックで発進したための事故であり、相手側のほうが過失割合が高いということで、８・２で示談をしたということでございます。

以上でございます。

○議員（１２番 西郡 均君） どっちも動いたということかな。

○契約管理課長（森山 金次君） どっちも動いてたということでございます。

○議長（生野 征平君） いいですか。

○議員（１２番 西郡 均君） はい、わかりました。

次に、１番、鷲野弘一君。

○議員（１番 鷲野 弘一君） 今回のこの、いつも報告書をこういうふうに見るわけなんですけれども、車両保険に入っておりまして、一般車両の場合には、やはり事故をすると割り増し等の増加があります。市の加入先は、全国自治協会に加入しておりまして、車両には等級がないというこ



とを、これは事前に調べておりますが、ここに載ってます損害金も、相手に対しての修理代が20%分、ここに8,000円載っておりますけれども、実際公用車の修理代ですね、これもやはり一般の会社でも事故した場合には、やっぱり同じ記載するわけですが、これには公用車の修理代は全く載ってません。やっぱり報告書の中に、自車のやっぱり報告も載せていただくのが本当じゃないかと思いますが、そこはできないか、お尋ねします。

○議長（生野 征平君） 総務部長。

○総務部長（島津 義信君） 総務部長でございます。報告ということでありますけど、この専決処分につきましては、議決により委任をいただいた事項の専決処分でございます。報告の専決処分の中身というものが、和解と損害賠償の額を定めるということでありますので、議案としてはこのような形にならざるを得ないというふうに思っております。

その金額についてということであれば、公開しないとか、そういうことではございません。ただ、議案の報告の形態がこういうふうになっているので、公用車のほうの額については、記載をしていないということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（生野 征平君） 鷲野弘一君。

○議員（1番 鷲野 弘一君） 今総務部長が言われることはよくわかるんですけども、もう別に後で報告っちゅうのがないもんですから、この場所において一緒にできるものならば、やはり自車の公用車の修理代も載せることができれば、載せていただきたいんですが。もう一度そこをお願いします。

○議長（生野 征平君） 契約管理課長。

○契約管理課長（森山 金次君） 契約管理課長です。お答えいたします。

表示につきましては、先ほど部長が申したとおりでございます。公用車の損害額につきましては、11万1,000円でございます。相手側より80%分ですから、8万8,800円の負担、残りの2万2,200円につきましては、市が加入しております全国自治協会の車両保険で対応しております。賄っております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 鷲野弘一君。

○議員（1番 鷲野 弘一君） だから、今の金額はわかるんですけど、そういう金額がわかるのであれば、これに載せることができませんかって言いよるんですけども、ちょっとそこのとこ教えていただけませんか。もうこれ最後になりますけど。

○議長（生野 征平君） 総務部長。

○総務部長（島津 義信君） 総務部長でございます。先ほど御答弁いたしましたように、専決処分について報告をするということで、この要件の中に今議員が御指摘のことというものは、一応

含まないという形でやっておりますので、このままの形で、議案につきましては、こういう形で上げさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

---

### 日程第3. 報告第2号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第3、報告第2号例月出納検査の結果に関する報告についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 12月の例月出納検査で、11月分の現金の在高及び出納状況を検査した結果、諸帳票の計数と一致している。適正に処理されていると認められたとあります。

以前からこの問題をずっと言ってるんですけども、各課で資金運用をきちっとやるようにということで、前任の監査委員からは、それぞれの会計にその指示があって、そしてそういうふうにやられてました。

今の監査委員がしてるかどうかかわからないんですけども、水道事業会計、これは口座も金も全然別だから、毎月の資金計画表やらずっと出してるんですけどね、特に言いたいことは国保なんですけども、赤字が出るにもかかわらず、積立金をしてるんですね。ちょうどその金額が赤字になってるんですね。

だから、なんで赤字になるということがわかるのにもかかわらず、その積立金をしてもそのまま見過ごすのかというのが、私には理解できないんです。そこ辺がわかるように教えていただきたいと思います。

根本的には、会計課の口座が1つで各それぞれの特別会計が赤字になっても、別にさほど苦痛は感じないから、こういう状態で通ってるんですけども、本来なんで特別会計にしたのかという立場から言えば、前任者の会計監査委員が指摘したように、きちっとそれぞれの特別会計でも、資金運用については課で責任を持つようにというようなことが、貫徹しなければならないというふうに思うんですけども、監査委員がなぜそういうことまで指摘しようという気にならないんでしょうか。

○議長（生野 征平君） 代表監査委員。

○代表監査委員（佐藤 健治君） 代表監査委員の佐藤です。12、西郡議員にお答えいたします。

報告2号での例月出納検査の結果のことでございますが、基金の積み立てのことでございます。これにつきましては、市のほうで地方財政法7条の規定による平成22年度での繰越金、その中の2分の1以上を積み立てることが規定をされております。

そういうことから、予算措置をされておりますその3,700万円を積み立てておるということでございますので、1億円のことを言われておりますが、11月でこの措置は見ておりません。会計の関係で一般会計から国保会計への繰出金、そういうものは前の月に行われておることでございます。

確かに、国保会計で資金不足、それが生じてることは確かでございますが、会計管理者で資金の融通、それは財務規則の中でもはっきりとされておりますし、そういう措置は適正と思っております。そういうことで、適正に管理されてることは判明いたしておるわけでございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） そういうのを適正とは言わないですよ。財政法で定められて、財政法は2年間の期間に限って言ってるんですね。だから、法が上位法がそういうふうに2年間猶予を待ってるわけですから、金がなくてもためろっていうふうに言っていないわけですからね、そこには法に基づいて処理すればいいだけの話で、一般会計から2,900万円借りてますけども、その月の赤字は1億円ですけれども、累計では前の分を繰り越してますから、2,800万円ですよ。

だから、3,775万8,000円の積み立てをしなければ、全然資金的にはオッケーだったんですよ。こういうことに対して、剰余金を積み立てなきゃならんから、当たり前のことをやったので適正なんですっちゃうのは、これは役場の職員の発想ですよ。

監査委員としては、それじゃまずいんじゃないですかっていうのが、あなたの立場なんですよ。もういいかげん昔の職場のことは忘れて、監査委員としてどうかっちゃうことで判断をしていただきたいというふうに思うんですが、再度もう一回。

○議長（生野 征平君） 代表監査委員。

○代表監査委員（佐藤 健治君） 代表監査委員です。12番の質問にお答えいたしますが、会計監査のほうでその措置が適当と認めておって、積み立てもしておる。支出命令を発したもののについての措置が、そのほうであったと。会計間で融通できることについては、認められておることでございます。その例月出納検査で現金の在高、そういうものに不足が生じておるということとはございません。

また、国保特会で一時借入れをして対応することもあると思いますが、やはり一時借入れするにしても、利子が伴います。会計間で融通ができるものであれば、その措置が一番いい方法ではないかと思っております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（１２番 西郡 均君） それがわかってるから、会計課では別に何も不都合生じないというふうに言ってるんですよ。通帳一つだから、別に貸し借りするあれはありやせん。

数字にあらわしているのは、たまたまこういう状況ですっていう正確な数字をあらわしているんで、その一借りをどこからしたかっちゃうのは、会計課自身もわからんですよ。さいふは一つだから。だから、そんななんかとってつけたような理由つけて、自分の責任をなんか免罪するような言い方はやめてくださいよ。

要するに、御都合主義にあわせるんじゃないくて、基本的には前監査委員がやっぱり特別会計はそれぞれ独立した会計だから、資金調達も含めてきちっとやりなさいという指示をしてたわけですから、後の会計監査委員がね、いや、もうそういうこと必要ないんだと、そんな不都合が生じないんだから、どんぶり勘定でやれみたいなことを言ったんじゃ、とんでもないことになる。

いま一度再考を促したいんですけども、もう考えを変える気はないですから、次の歳入のときはもう反対します。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

---

#### 日程第４．報告第３号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第４、報告第３号定期監査結果に関する報告についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、６番、小林華弥子さん。

○議員（６番 小林華弥子君） 定期監査結果に関する報告について３点お伺いをします。

まず、４ページ、各課に対してのいろんな指摘事項がありますが、４ページの中の水道課に関して、後半のほうで庄内地域の原水湧出量が低下しているとのことである。クリプトスポリジウム対策とあわせて、計画的な更新に努められたいという指摘がありますが、クリプトスポリジウム対策、ちょっとここ日本語がよくわかんないんですけど、クリプトスポリジウム対策をすることで原水湧出量が低下しなくなるというのは、ちょっと考えにくいんですが、ここら辺原水湧出量が低下に対する対策ではないと思うんですが、クリプトスポリジウム対策というのは。

そこら辺の意味と、それから、具体的にこれクリプトスポリジウム対策は、紫外線照射法をもう既に導入しているのかどうか、そこら辺導入していれば、それを推奨されているのかどうか、教えてもらいたいと思います。

○議長（生野 征平君） 代表監査委員。

○代表監査委員（佐藤 健治君） 代表監査委員です。小林議員に質問のお答えをいたしますが、水道課では水道水の湧水、井水などについてクリプトスポリジウムですか、その対策を検討して、

湯布院でも実施をしております。

主として赤外線消毒を、そういうことが効果があるということでございますので、さらに推進をするのであれば、高額な費用がかかると。計画的な実施をお願いしたい。

この前に書いております濾水の対応によりということと、原水の湧水量が低下している、そこはちょっと切り離して、このことを申しておるわけでございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 済いません、3点あるっていうんですけど、1点しか聞いてなかったんで、あと2点の追加で、今のクリプトスポリジウム対策は、この庄内の原水湧出量低下に対する対策として言ってるのではないということはわかりました。

これ再確認ですが、クリプトスポリジウム対策はどこでやってる、今湯布院でやってるというようなことを言われましたけど、どこでやってるのかを、2回目の質問で聞きます。

それから、あと2項目めですが、5ページの21番の環境課に対する指摘事項で、「環境基本条例の制定が進められているが、適正な事務処理を実施されたい」と言われていますが、これのちょっと意味がよくわからなくて、条例の制定について適正な事務処理が実施されてない部分があったのか。それだったら、具体的にどういうことだったのかを教えてください。

それから、その下の商工観光課に対する指摘事項で、「ただし、交流事業等については、その見直しを含め、費用対効果をかんがみた展開を要望する」と、非常に厳しい指摘をされています。これ具体的にどの事業のことについて言ってるのか教えてください。

○議長（生野 征平君） 代表監査委員。

○代表監査委員（佐藤 健治君） 代表監査委員です。小林議員の質問にお答えいたします。

環境課のことですが、全般的に言えることでございます。業務委託をする場合、すべて委託に出すのではなく、市でできる業務、また専門業者に依頼してもできない業務、よく精査していただきたいということでございます。

市といたしましても、財政改革に取り組んでいる状況なので、経費の節減をしていただきたいというふうにございます。

観光課の関係でございますが、観光交流事業について、長年にわたって行っている事業について、行政改革の観点から一度検証して、由布市にとっていけば有益になる事業かどうか、そういうものを精査をしていただきたいという意味でございます。特別に全部の事業をどれとどれとどれということはいましてございません。一応精査をしていただきたいことは、主目標でございます。

○議長（生野 征平君） 水道課長。

○水道課長（秋吉 一郎君） 水道課長です。お答えいたします。

水道課の紫外線処理の関係ということですので、この紫外線処理については、先ほど湯布院地域の湧水、それと挟間の深井戸、直野内山簡易水道というところがありますけど……。 （発言する者あり）

○議長（生野 征平君） マイクを少し離してください。

○水道課長（秋吉 一郎君） わかりました。失礼しました。その4カ所ですか。湯布院の川北と乙丸については、22から23について設計から事業実施ですけど、並柳が23から来年度、24年までっていうことで一応計画してます。庄内の直野内山については、今後検討しているところでございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 紫外線消去法、私ちょっと詳しいことがよくわからないので、勉強不足なんですけど、初期投資が少なくて割と効果があると言われてますけど、その危険性というか、問題点もちょっと出てきてるようなことなので、そこら辺今後ちょっと勉強しながら精査していきたいと思いますが、代表監査委員、2点先ほどの環境課と商工観光課なんですけど、環境基本条例の制定をコンサルに丸投げ委託をしようとしているということだったんでしょうか。

すべて委託に出すのではなくて、市でできるところはしなさいっていう指摘は、非常に適切な指摘だと思うんですが、この環境基本条例の制定について言われているということは、環境基本条例制定をコンサル委託をするということを指摘されたんでしょうか。

それから、観光事業について長年やってる事業について、費用対効果をかながみろっていうのは、私全く逆だと思ってたんですね。今年度から始めた緊急経済対策で、観光交流事業をいきなりいろんな新規事業が上がっているんで、そのこと言ってたんじゃないかと思うんですが、長年ずっとやってきていた事業に、費用対効果を検証するように求めたということでしょうか。もう一度お願いします。

○議長（生野 征平君） 代表監査委員。

○代表監査委員（佐藤 健治君） 環境基本条例の制定、これを委託に出すとか、そのことではございません。これは整備されているので、実施されたいということでしております。ほかのことについてお願いをしておるところでございます。

また、観光の関係でございますが、長年同じ事業が継続しておるということで、それが効果を上げてきているかどうかを、精査をしていただきたいということをお願いしたところでございます。

○議長（生野 征平君） 次に、12番、西郡均君。

○議員（１２番 西郡 均君） 今ので気がついたんですけども、監査報告結果についての質疑の中で、執行部に答弁させるという光景が見られたんですけどね、そういうことがまかり通るんなら、これすべてにわたってずっと皆やっていきたいというふうに考えるんですが、その是非については議会運営委員会できちっと議論して、見解を明らかにしてほしいというふうに思います。

さて、今度のこの膨大な報告書を読んで、従来もちょっと感じるんですけども、定期監査といながら、いわゆる定期監査の目的は冒頭に書いてます。財務に関する事務の執行、企業会計にあつては、経営にかかわる事業の管理について。企業会計については、かなり踏み込んだことがこの中でもできるんですけども、一般的な行政事務については、財務に関する事務の執行ということなんですよ、定期監査っていうのは。

だから、これまでも言ってるように、行政監査もあわせて加味するようにと。行政実例では、それはだめだというふうになってますけども、全国的な今の行政の監査の傾向としては、定期監査にあわせて行政監査もあわせて行うというようなことが行われてます、実際にですね。

監査委員としては、財務に関する事務の執行をチェックしてる割には、中身で主要事業の進捗状況等に主眼を置いて、今回の監査を行ったというふうになってて、読んでみると財務にかかわるものよりも、むしろ一般的な先ほどの指摘事項を見てみると、行政監査にかかわるような、そういうふうな指摘があります。

財務にかかわるといえば、その費用対効果をきちっと検証して、そしてこれがこういう経費のむだ遣いだみたいな指摘をすれば、直接財務にかかわって監査したことになるんですけども、こういう一般的な指摘の仕方っていうのは、いわゆる行政監査の入り口の部分だというふうに私は思うんですよ。そこ辺はどういうふうに考えるのか、監査委員にお尋ねいたします。

いま一つは、きのうの一般質問でぜひ監査委員も一般質問の席におってほしいんですけども、この指摘事項のことが議員から出されました。それに対して執行部のほうでは、まだ回答してないと、今検討中だというふうに言ってたんです。

基本的にこういう指摘事項に対して、いつごろまで監査委員に市長のほうから報告が上がるのか、指摘しっぱなしで何もそういう回答を求めないようなことなのか、そこ辺がわかるように教えていただきたいと思います。

○議長（生野 征平君） 代表監査委員。

○代表監査委員（佐藤 健治君） 代表監査委員です。西郡議員の質問にお答えいたします。

定期監査のことです。2点ほど質問がございます。1点目の監査の要領で、財務に関する事務の執行の関係でございます。実際に定期監査を実施する中で、この監査の要領とあわせて行っております。財務の関する関係につきましては、予算の執行をする場合、負担行為ということが行われます。

その負担行為を起こす過程、予算があるのかどうなのか、事業を起こす場合にどう進めるのかと、その決済をとっておられますが、そういう書類もつぶさに見せていただきました。そして、負担行為が起こされておると。負担行為では、予算が十分に組まれておるかどうかということもはっきりわかります。そういうことも監査をいたしております。

2点目でございますが、市長からの回答はありません。先ほど質問の中にもございましたが、ないとなればどうするのかということでございますが、法律では監査委員の要望、あるいは指摘、勧告、そういうものについて措置がなされたときに、監査委員に報告があるということになっております。その場合は、監査委員はその報告を公表することになっております。そういう文書が来たときには、その措置をとっていくということでございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 一步踏み込みがないですね。それは、その負担行為の内容をつぶさに調べることは必要なんですけども、監査の要領に書いてあるように、各課における事務分掌表をもとにということで、やってることは職員の出勤の状況っちゅうのは、それはわかります。直接かかりますから。主要事業の進捗状況等に主眼を置き、各課の聴取をしてるということで、いわゆる今言ったことは、直接言い逃れの便法であってね、どういうふうにしてるかっちゅうことについては、きちっと述べてないですよ。

これまで言ってきたように、私はこういうことをやっぱり一遍にやるんじゃなくて、やっぱりテーマを決めてきちとした行政監査として、個々の問題についてやるべきじゃないかと。それも、任期4年間のうちに分けて、そういう提起を従来からずっとしてるんですけども、あなたがそれに結びつけまいとして一生懸命今答弁してるみたいですけどね、もうちっとまじめにやってほしいんですけどね。

基本的に定期監査、行政監査等の絡みでどういうふうにするかということをお尋ねしたかったんですけども、答えたくないようです。

それと、市長からそれに対して措置した報告があったら、公表するようになってる。そんな生ぬるいこっちゃなくって、言ったことについてはどうするんだということを求めるという姿勢はないのかどうか、そこ辺はどうなんですか。指摘したことについて、どういうふうに対応するのかとか、そういうことを求める気はないんですか。

○議長（生野 征平君） 代表監査委員。

○代表監査委員（佐藤 健治君） 代表監査委員、佐藤です。西郡議員の質問にお答えいたします。

決算審査、あるいは定期監査でもって改善、要望、そういうことをお願いしたことについては、次の定期監査等で各課長にはどの方向になっておるかなということは、こちらからお尋ねをいた



しております。

○議長（生野 征平君） もう3回終わりました。

次に、1番、鷺野弘一君。

○議員（1番 鷺野 弘一君） 監査委員にお尋ねします。今度この書類の中で、書くところに残業時間、時間外勤務の非常に多い方がいるとかいうふうな監査が指摘されてますけども、各監査委員の中で、やはり時間外が多いというふうに言われたと思うんですけども、監査がこういうふうに指摘されたことにおいて、監査委員がどのように時間外を考えてこういうことを書かれているのか、そこのお聞かせ願いたいんですが。

○議長（生野 征平君） 代表監査委員。

○代表監査委員（佐藤 健治君） 代表監査委員、佐藤です。1番、鷺野議員の質問にお答えいたします。

時間外勤務でございますが、時間外勤務、休日勤務等に関する指針というのが、市のほうでつくられております。それによりますと、1週間に10時間、1カ月に30時間を上限として、それを超えない範囲というのが、いわば命令する課長の基準となっております。それを一応の基準として、監査をいたしました。

○議長（生野 征平君） 鷺野弘一君。

○議員（1番 鷺野 弘一君） 今言われましたけども、やはりオーバーする課も確かにこの中にあると思います。また、昨日の一般質問の中においても、職員に対するやっぱり過労になるんじゃないかという意見も出ております。ぜひ監査がこういう指摘されたことに、各課にやっぱりこういうことは伝達して、残業時間がやっぱり、——残業時間って悪いんですけども、時間外時間ですね、これをやはり縮小するように、もう少し指導できますようお願いいたします。するか言ってください。

○議長（生野 征平君） 代表監査委員。

○代表監査委員（佐藤 健治君） 代表監査委員、佐藤です。1番、鷺野議員にお答えいたしますが、その残業時間数については、担当課長に非常に身体的にも疲労がたまってくるんじゃないか、極力平均的に残業する、いわば時間外をする、そういうことを考えてほしいということは、お願いをいたしてございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） いいですか。これで質疑を終わります。

---

## 日程第5. 議案第1号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第5、議案第1号由布市立小松寮の設置及び管理に関する条

例の制定についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。１２番、西郡均君。

○議員（１２番 西郡 均君） 従来の設置条例と今回の設置条例の根本的な違いというんですか、そこ辺を冒頭に書いているように、障害者更生施設と障害者支援施設ということみたいなんですけれども、わかりやすく教えていただきたいと思います。

それと、障害者自立支援法ができて６年が経過して、この６年の経過が必要だったという理由はちょっとよくわからないんですけども、それがわかるように教えていただきたいと思います。

○議長（生野 征平君） 小松寮長。

○小松寮長（房前四男美君） 小松寮の寮長でございます。西郡議員の質問にお答えをいたします。

知的障害者更生施設は、知的障害者の福祉法第２１条の６に規定をされています満１８歳以上の知的障がい者が入所し、社会生活の適応、生活習慣の確立のための生活の支援、職業訓練など、障がい者が自立し、地域社会で生活を行えるように支援または訓練をする目的を持っております。

これに対しまして、障害者支援施設は平成１８年度から施行され、障害者自立支援法に基づきまして施設の入所者に対して、主に夜間において入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談及びその助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

日中の生活介護サービスは、入浴、排泄または食事介護、それからここがちょっと変わりますが、創作的活動、生産活動の機会を提供いたします。

それから、２点目ですが、新体系に移行するのに６年以上要することについてですが、障害者自立支援法では、身体、知的、精神の障がい者の一元化を目指しております。新しい障がい者程度区分を設け、福祉サービスについても大きな再編が行われました。

国が新しい福祉サービスに対する準備や施設の設備の充実、施設の新設、拡充などを図るために、入所施設に対して平成２４年３月３１日までの経過措置を設けたことと、障害者自立支援法に対して、全国知的障害者家族連合会等が法の見直しや廃止の運動を行ったことにより、来年です、平成２５年８月と聞いておりましたが、平成２５年４月には法の一部が改正されるのではないかと、そのように聞いております。

そういういきさつから、小松寮においても、国における制度の見直し等の動向を見ながらの移行となり、平成２４年４月１日の施行といたしました。

以上です。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（１２番 西郡 均君） 余りよくわからないので、わかりやすい説明を今度の委員長報告のときに、改めてまたやりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

---

## 日程第 6. 議案第 2 号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第 6、議案第 2 号由布市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。6 番、小林華弥子さん。

○議員（6 番 小林華弥子君） 議案第 2 号の条例改正ですが、これ時間外手当についての改正ですが、先ほどから監査でも指摘されている、過度に時間外勤務をする職員に対する対策を講じるという意味での条例改正なのかどうか、まずその点をお伺いします。

○議長（生野 征平君） 人事職員課長。

○人事職員課長（平井 俊文君） 今回の改正につきましては、過度に時間外を削減するという意味のものでございまして、今週 4 5 時間以上については、法定割増賃金率を別に定めなさいという努力義務が課せられたためのものでございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6 番 小林華弥子君） これはそういう別に定めなさいということでやったということはわかりました。

一方で、その監査にも先ほどから指摘されているように、そういう過度な時間外勤務に対する対策が必要だと思うんですけど、そのことについては何か対策を講じているんでしょうか。

○議長（生野 征平君） 人事職員課長。

○人事職員課長（平井 俊文君） 御質問にお答えします。

先月でございますけれども、2 月のときに総務課と人事職員課で各課のヒアリングというものを行いました。その中で総務課につきましては、事務事業の見直しをなささいということを申し上げたのと、私ども人事職員課からは、時間外縮減の取り組みに対して、どんなことが考えられるのかということで協議をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 総務部長。

○総務部長（島津 義信君） 総務部長でございます。先ほど 1 週間 10 時間、それから一月 30 時間ということ御指摘がありましたけど、その時間を超えるものにつきましては、時短検討委員会というのを設けておりまして、そこで該当事案を上げていただくようにしております。それにつきましては、最終的に時間外勤務につきましては、担当部長の決裁ということにいたしておりますので、担当部長の改善案等、この状況の分析と、それから改善案等を含めまして、時短検討委員会で対応策を検討しているところでございます。

○議長（生野 征平君） いいですか。これで質疑を終わります。

---

#### 日程第7. 議案第3号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第7、議案第3号由布市職員等の旅費に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第8. 議案第4号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第8、議案第4号由布市防災会議条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 由布市防災会議条例の一部改正についてですが、提案理由の中に、女性の参画を推進するためということで、改正条文に9項目めを補足されてます。前項に掲げる者のほか、市長が必要と認めて任命する者というふうに書いてありますが、その防災会議の中に女性委員をふやしていきたいということをぜひ強くしたいんですが、この文言で女性が必ずこの委員になれるということが担保される文章にはなっていないんじゃないかと思うんですが、そこら辺の意味を教えてくださいと思います。

○議長（生野 征平君） 防災安全課長。

○防災安全課長（日野 忠博君） 防災安全課長です。小林議員の質問にお答えいたします。

3条の第5項の1号から8号に掲げる委員は、防災関係の当職となっております。今回加える1号は、市長の裁量によって委員の選任ができ、女性が参画しやすいようにしたものでございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） いや、それはわかってるんですよ。わかってるんですけどね、その目的が、女性を市長が任命するものとして、市長が女性を任命してくれば、そういう女性が入れるというやり方はわかるんですけど、ほんと目的が女性を参画させるのであれば、この条文の中に、その「市長が必要と認めて任命する女性委員」とかっていうふうに書いていただければ、女性が参画できることが担保できると思うんです。

今これを改正した市長が、女性をずっと任命していってくればいいですけど、市長がかわったりしたら別に女性を任命する必要はないみたいな条文のとらえ方もできるので、ぜひこれ女性を委員に入りたいという目的であれば、そのことが明確になるような書き方をしていただきたい

なと思うんですけど、そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長（生野 征平君） 総務課長。

○総務部参事兼総務課長（佐藤 式男君） 総務課長です。実はこれ私のほうが最初に女性委員の参画というのは、今すべての委員会において男女比が20%、由布市の場合20%ぐらいしかになってないんです。目標としては40%ということで、すべての委員会について私のほうで女性参画を全部見直せっていうことで、この防災会議にしかり、やってきました。

防災会議については、先ほど防災安全課長申しましたけども、あて職っていうのが非常に多いということと、非常に特殊な会議であるっていうこともあったもんですから、とりあえず今回はこういう条文にしまして、今回はどっちにしても女性を二、三名入れてくれっていう話をしていきます。

当然、将来的には小林議員が言ってるような形にもっていく必要があるんじゃないかなっていうふうにも考えてます。

以上です。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

---

#### 日程第9 議案第5号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第9、議案第5号由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） きんのうの同僚議員の一般質問と同趣旨なので、結構です。

○議長（生野 征平君） 次に、3番、甲斐裕一君。

○議員（3番 甲斐 裕一君） 3番、甲斐でございます。2点ほどお聞きしたいと思います。

1点については、改正するに当たり、何か基準となるような資料でやったのか、できれば教育委員さんの報酬を決めるときにあたり、我々に示してくれたと思っております。そういうのがあれば幸いだなと思っております。

それから、改正によりこの団員の反応というか、多分幹部等の打ち合わせもあったと思いますが、そういうものはなかったのかどうか、お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（生野 征平君） 防災安全課長。

○防災安全課長（日野 忠博君） 防災安全課長です。甲斐議員の質問にお答えをいたします。

今回の改定に当たりましては、これからの市の財政状況も考慮していかなければならないと考

えております。

また、災害が発生した場合は、広域的な消防団活動も考えられることから、県内の財政規模の類似団体の臼杵さん、それから津久見市さんの額を参考といたしました。

団員の反応ということですが、分団長以上が参加いたします1月20日に開催されました由布市消防団特別点検総括研修会におきまして、改定に当たっての考え方を報告し、階級によっては減額が考えられる旨を説明をいたしております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 甲斐裕一君。

○議員（3番 甲斐 裕一君） 臼杵、津久見というのはわかりました。ただし、それをちょっと我々は見てないので、そういうのはまた後で見させてもらいたいと思います。

それから、もう一点、1月20日に幹部との打ち合わせがあったというんですが、これについて私は非常に懸案することは、やはり今消防団の加入、これについては非常に各部とも御苦労していると思います。そういう中で、本来ならばボランティアというような感じでございますけど、やはりわずかな有料ボランティアになっております。

そういう中で、本当にこの報酬改定が妥当だったのかどうか、その点については、今後推移を図っていついていただいて、そして今後の消防団の取り扱いといいますか、に従事していただきたいなと思っております。回答はもう結構でございます。

○議長（生野 征平君） 次に、1番、鷺野弘一君。

○議員（1番 鷺野 弘一君） 今甲斐議員が申されましたけれども、私は今回のこと、今までの改定等いろいろ見てまいりましたときに、今甲斐議員も申されましたが、教育委員の給与改定を行いましたときに、基準として私たちが見る場所としまして、杵築、国東が我がまちと同等ではないかというふうな見方で検討されましたが、なぜ今回津久見、臼杵がその基準になったのか、そこのところ明確に教えていただきたいと思います。

また、金額のアップ、マイナスということでございますが、団長においてもアップ額は2万円、副団長において5,000円、分団長、これ副隊長、また分団長、副分団長においてマイナス4,000円、部長においては上限なし、班長3,000円、団員は1,000円となっております。由布市の金額が今まで本当に高かったのかどうか、大分県の平均から見たときにどうであるのか、そこまでひとつお教え願いたいと思います。

○議長（生野 征平君） 防災安全課長。

○防災安全課長（日野 忠博君） 防災安全課長です。お答えいたします。

先ほど1点目の臼杵市さんと津久見市さんというのは、類似団体ということで、同じ財政規模ということで参考にいたしております。

団長等の報酬でございますが、団長と副団長と団員は、県下で最低でございました。そのことにつきまして、今回の改定ということになっております。

○議長（生野 征平君） 鷺野弘一君。

○議員（１番 鷺野 弘一君） 一般団員においても、県下でも一番最低だということもつけ加えてお願いいたします。

そういったときに、平均もちょっと言ってくれて言ったんですけどね、大分県の平均も、今度私が忘れないうちに言ってほしいんですけど、大分県の平均からしたときに、今我が町の団員におきましては１万５,０００円です、年間の経費が。今回それを１万６,０００円に上げようとしてますが、今大分県の平均でいうと、これが２万１,０１４円です、平均が。こういう場所から見たときに、これは財政面から考えてそこまで上げるっちゅうことはできませんけれども、もう少しやっぱり検討することがあったんじゃないか。

また、副隊長、副団長ですね、分団長、副隊長、また班長においては上限ゼロですけれども、これは一律今言った副隊長ですね、分団長、副分団長におきましては４,０００円となっております。こういうふうなそこでマイナスを起こしたりすると、これは士気を上げるためって書いてますけども、士気なんか一つも上がりませんよ、これ。

それで、副隊長なんかにおきまして、これは大分県の平均から言ったら６万１,６１４円です。今度我が町が上げようっちゅうのが５万８,５００円ですよ。平均から見ても、これは安いわけですけどね、それについてやはりこういうふうな下げをしたりすると、やはり士気の低下になると思いますが、そこまでちょっとお答えをお願いします。

○議長（生野 征平君） 防災安全課長。

○防災安全課長（日野 忠博君） お答えします。

副分団長につきましては、県平均よりも少し低いというような状況になっております。分団長も同じでございます。そのほかにつきましては、県平均よりもかなり低い額となっております。

○議長（生野 征平君） 鷺野弘一君。

○議員（１番 鷺野 弘一君） いや、だから私が言うのは、副分団長においても県下より低いと言うちよるのに、今４,０００円ほどマイナスをしちよるわけなんですよ、ね。こういうことをしてたら、本当に火事の現場に出て働くボランティアかもしれません、出て行ってやっぱ支援体制をもってくれる人たちに対して、やっぱり士気の低下になると言いよるんですよ。

だから、この制度見直しはちょっとおかしいんじゃないかと思うんですよ。もう少しやはり皆さんが本当に士気を高めてやるような金額に、もう少し検討してくれるように考えられませんか。

最後になりますけども、これ答弁をお願いします。

○議長（生野 征平君） 総務部長。

○総務部長（島津 義信君） 総務部長でございます。今回の改正に当たりましては、県平均ということではなくって、御説明をいたしましたように、類団の規模を参考にしたところでございます。

御指摘いただいていることは十分承知をいたしておりますが、部内政策委員会、それから部局長会議の議論を経た中で、財政状況等も考慮しながら、総合的に勘案して消防団等の御理解も得ながら、今回提案をいたした次第でございますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

---

#### 日程第 10. 議案第 6 号

#### 日程第 11. 議案第 7 号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第 10、議案第 6 号由布市税条例の一部改正について及び日程第 11、議案第 7 号由布市印鑑条例の一部改正については、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第 12. 議案第 8 号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第 12、議案第 8 号由布市介護保険条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12 番、西郡均君。

○議員（12 番 西郡 均君） 法律本体は読んでないんで、ちょっとわからんのですけども、4 条の表は一号被保険者の区分、根拠法令を例第 39 条というふうにしてます。昨年までの期の方は例 38 条ということだったんですけども、その 38 条と 39 条に並列して残すという意味が私にはよくわからんのですけども、それをわかるように教えていただきたいんですが。

それと、表の区分ですね、ずっと別れてますけれども、わかりやすくこれはどういうものだというのが、ランクごとに説明いただきたいんですが。

○議長（生野 征平君） 健康増進課長。

○健康増進課長（衛藤 義夫君） 健康増進課長です。12 番、西郡議員の御質問にお答えいたします。

第 38 条と第 39 条の違いにつきましては、第 38 条につきましては、第 4 期中に 6 段階を設定したために 38 条を使っております。今回の改正では 7 段階、多段階方式を使用したために、39 条の条文を使っていることになります。

続いて、区分でございますけども、第 4 条の表をごらんになっていただきたいと思っております。



す。１号に掲げるものにつきましては、保険料区分から、所得の区分からいいますと１段階、２号に掲げるものが２段階、３号に掲げるものが３段階、４号に掲げるものが４段階、これが基準になっております。５号に掲げるものにつきましては５段階、６号に掲げるものが６段階、７号に掲げるものが７段階というふうに、今回７段階の多段階方式を採用させていただいております。

中身に第１段階につきましては、老齢福祉年金受給者で、本人及び世帯全員が住民税非課税の場合、生活保護受給者、これが１号で０．５の率になります。

第２段階、本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額プラス課税年金収入金額が８０万円以下の人、これも同じく０．５の率でございます。

第３段階につきましては、本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額プラス課税年金収入金額が１２０万円を超える人となっております。

第４段階でございますが、本人が住民税非課税、世帯内に住民税課税者がいる場合で、合計所得金額プラス課税年金収入金額が８０万円を超える人となっております。これが基準の１でございます。

５段階、本人が住民税課税で合計所得金額が１９０万円未満の人ということで、今回この２００万円から１９０万円に変わっておりまして、この部分については第４条の２項のほうで示しております。

６段階でございますが、本人が住民税課税で合計所得金額が１９０万円以上５００万円未満の人となっております、率にしますと１．５となっております。

７段階、本人が住民税課税で合計所得金額が５００万円以上の人が、率につきましては１．７５となっております。

それと、今回細分化、低所得者の軽減を図るということで、第３段階を細分化させていただいております。この部分につきましては、附則の第３条で規定をさせていただいておりますが、本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額プラス課税年金収入金額が８０万円を超え、１２０万円以下の人ということで、０．７の率で今回新たに細分化させて設定させていただいております。

以上です。

○議長（生野 征平君） いいですか。

○議員（１２番 西郡 均君） はい。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は１１時２０分とします。

午前１１時０７分休憩

.....  
午前11時20分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

.....  
日程第13、議案第9号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第13、議案第9号由布市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） よく聞く言葉ですけども、「小中学生」という言い方ですね、これ法律用語なのかどうかちゅうのがちょっと気になるんですけども、それと一緒に「入院等以外」の表記の仕方、これ従来から使ってることなんですけども、例えばほかのじゃったら、就援なんかでも児童生徒ですよね。

そして、一般的にはこういう小学生、中学生が別々に書いて、接続詞でつなぐちゅうような感じでなるかと思うんですけど、「小中学生」というあらわし方はするんですかね、普通。

（「はい」と呼ぶ者あり）ああ、そうですか。法律用語の中にあるんですか。

それと、入院等以外ちゅう表記の仕方が、どうもしっくりいかないんですけどね、答弁によってははっきりするかもしれませんので、よろしくお願いします。

○議長（生野 征平君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田 淑子君） 子育て支援課長です。12番、西郡議員にお答えいたします。

まず、「小中学生」と「入院等以外」の表記についてでございますが、小学校1年生から入院に対しましては、今中学3年生まで助成をしております。通院に対しましては、小学校1年生から現在小学校3年生まで助成を行っていますが、今回それを拡大し、中学3年生までということで、対象年齢を引き上げようとする今回の条例でございますが、条例の定義の2条で、「小学校低学年並びに小学校高学年及び中学生」という現在表記されておりますものを、「小中学生」という表記に改めるものでございます。

これにつきましては、大分県の実施要項にもこれがございます。それと、既に実施されております他市の条例を見ましても、この表記となっているということで、この表記を使わせていただいております。

それと、「入院等以外」ということですが、医療保険機関への入院及びその療養に伴う世話、その他看護を以下「入院等」と申します。それに対しまして、医科歯科の外来、調剤等に対するものを「入院等以外」とするというふうになっておりますので、この表現を、表記を使っております。

以上でございます。

○議員（１２番 西郡 均君） はい、わかりました。私も調べてみます。また委員長報告のときにやりましょう。（笑声）

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

---

#### 日程第１４．議案第１０号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第１４、議案第１０号由布市市営住宅条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。１２番、西郡均君。

○議員（１２番 西郡 均君） 後の議案で私の質疑ができないので、このときに言います。

提案理由の根拠法は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律ということで、議案１４号と１５号と同じなんですよね。これはおれ質疑できるんか。両方できるんやね、わかりました。

それで、同じ法律名であるにもかかわらず、制定年と法律番号が違うんですよね。かつてはこういうことなかったんですけども、どういうことなのか教えていただきたいというふうに思います。

公営住宅法第２３条の入居者資格の条文が簡素化されています。かなり条文が短くなっているんですけども、にもかかわらず、今度の改正第６条は旧法の文章をそのまま使ってるんで、これは間違いじゃないかというふうに思うんですけどね、お答えをいただきたいと思います。

そしてまた、規則に定めるものの規則というのはどこにあるのか。早速施行するのなら、規則も提示してほしいし、従来の施行規則の中に折り込むのなら、この規則という文言は施行規則の誤りじゃないかというふうに思うんですけども、その辺を教えていただきたいと思います。

○議長（生野 征平君） 総務課長。

○総務部参事兼総務課長（佐藤 式男君） １項目めにつきましては、建設課と中央公民館の関係がありますので、私のほうから答弁したいというふうに思います。

まず、提案理由の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」なんですけども、昨年第１次一括法と第２次一括法ということで、２つ成立してます。１つは、平成２３年４月２８日に第１次一括法で、これにつきましては、この公営住宅の関係の法が改正されてます。

それから、第２次一括法で、平成２３年８月２６日に、あとで出てきます社会教育法とか図書館法のほうが改正されています。それで法律番号が違うということになってます。

ちなみに、施行期日なんですけども、この法の改正によって、市町村の施行期日のスケジュー

ルというのまで示されてまして、今回のこの３件につきましては、平成２４年４月１日から施行するっていうふうに指定されています。

以上です。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） 建設課長でございます。質問にお答えいたします。

公営住宅法第２３条の入居者資格の条文が簡素化されたのに、なぜ条例第６条は旧法の文章で残すのかということでございますが、２３条の改正によりまして、同居者の入居っていうことは条文からなくなりました。市といたしましては、今までの入居要件の同居っていうことを今後も維持したいために、旧法の文書で残したものでございます。（「ああ、そういうこと」と呼ぶ者あり）はい。

規則に定めるものの規則でございますが、条例施行後、規則を定めることにしております。規則に単身入居の資格っていうことはございませんでしたので、それを明確にするっていうことでございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（１２番 西郡 均君） その規則については、常任委員会に示していただけるんですよね。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） お答えいたします。

お示しをいたします。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

---

#### 日程第１５、議案第１１号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第１５、議案第１１号由布市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。１２番、西郡均君。

○議員（１２番 西郡 均君） 提案理由の説明をごらんになってください。提案理由そのものです。平成２３年法律第２４号によりっていうふうには書いてるんですけどね、法律名そのものが載ってないんですよ。今まで初めてのことなんですけど、どういうことなんですかね。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） 建設課長でございます。お答えをいたします。

提案理由に書いてあります平成２３年法律第２４号でございます。これは、都市再生特別措置

法の一部を改正する法律でございます。この法律の中でいろいろな法律の改正がございまして、道路法の改正もございました。一部改正法律の制定に伴いまして、「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」が制定されまして、その政令の中で道路法施行令の一部も改正されております。

今回の条例の改正につきましては、都市再生特別措置法の一部改正に伴って改正された道路法施行令の改正に伴う改正でございますので、通常と異なった表記をしております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（１２番 西郡 均君） もちろん、これはその責任は総務のほうにあると思うんですけどね、どういうことなんか教えていただきたいんですけど、今のでは納得いかない。

○議長（生野 征平君） 総務課長。

○総務部参事兼総務課長（佐藤 式男君） 総務課長です。内容については、今建設課長が答弁したとおりです。要するに、平成２３年法律第２４号っていうのは、西郡議員も御存知のように、これ一つの法律を指します。これが都市再生特別措置法の一部改正っていうことが、この２４号で示されてます。

ただ、今回の道路占用料徴収条例の関係については、道路法の施行令の中に載ってる関係で、この法律によってこの道路法の施行令が改正されたということで、こういう表記にしています。

以上です。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（１２番 西郡 均君） それが間違ってるんですね。そうはいっても、もともとの改正法律の根拠法令示して、その法律の中にこれが含まれるという意味ですから、法律番号と法律の年だけ書いて、その法律名が抜けてるなんて、こんな書き方かつてなかったことなんでね、今度の表記の仕方で、法律年と法律番号を括弧書きしないで、前に出すように皆してるんですよね、提案理由の中で。そうしたことによって、初めて起きた現象だと思うんですよ。

従来の括弧書きだったら、全然こんなこと通らん話なんですけどね。だから、それは再検討してください。もう答弁要りません。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

---

#### 日程第１６．議案第１２号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第１６、議案第１２号由布市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。１２番、西郡均君。

○議員（１２番 西郡 均君） これずっと延々やってることなんですけども、水道事業管理者と水道事業の管理者がどこがどう違うのか、わかるようにしてくれんですか。「の」が入ってるか入ってないかだけの違いなんですけど。

○議長（生野 征平君） 水道課長。

○水道課長（秋吉 一郎君） 水道課長です。お答えいたします。

御質問の中で「水道事業管理者」と「水道事業の管理者」ということで質問されております。それで、先般も説明をしたんですけど、由布市は水道事業の設置に関する条例の第３条に、管理者を置かないというふうになっております。今回、その違いっていうんですか、違わないんじゃないかということでしたので、実際はその２つの解釈は、同じように考えております。

ただ、今回一部改正するものについては、水道事業の管理者の権限を行う市長、これを管理者というふうに考えております。そういうふうにもうすべての条例とか規則、規定をその一番最初の管理者のところに、こういう文言を追加するように考えてます。

議案第１２号については、その誤りの訂正ですか、「水道事業管理者」となりましたので、「水道事業の管理者」というふうに訂正するものであります。由布市の場合は、管理者を置かないということです、水道事業管理者ということではないというふうに考えてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（１２番 西郡 均君） わからないんでね、それは委員会でもきちっと議論されると思いますんで、はい、その結果を見てまた判断したいというふうに思います。

○議長（生野 征平君） 総務部長。

○総務部長（島津 義信君） 総務部長です。第３条との関係の中で、これまで議員からも御指摘があってありましたけど、こう表現することが３条との関係の中で一番どなたにも理解しやすいのではないかと、今回こういうふうに改めようということで提案をいたしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議員（１２番 西郡 均君） 提出の意図はわかります。しかし、「の」について聞いてるんです。（笑声）

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

---

#### 日程第１７．議案第１３号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第１７、議案第１３号由布市水道事業給水条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

す。

---

#### 日程第 18. 議案第 14 号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第 18、議案第 14 号由布市公民館条例の一部改正について  
を議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12 番、西郡均君。

○議員（12 番 西郡 均君） 先ほど総務課長がこれにも、一緒に施行に関しても答えられた  
んで、もういいです。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

---

#### 日程第 19. 議案第 15 号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第 19、議案第 15 号由布市立図書館の設置及び管理に関す  
る条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12 番、西郡均君。

○議員（12 番 西郡 均君） これも先ほどと同じです。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

---

#### 日程第 20. 議案第 16 号

#### 日程第 21. 議案第 17 号

#### 日程第 22. 議案第 18 号

#### 日程第 23. 議案第 19 号

#### 日程第 24. 議案第 20 号

#### 日程第 25. 議案第 21 号

#### 日程第 26. 議案第 22 号

#### 日程第 27. 議案第 23 号

#### 日程第 28. 議案第 24 号

#### 日程第 29. 議案第 25 号

#### 日程第 30. 議案第 26 号

#### 日程第 31. 議案第 27 号

#### 日程第 32. 議案第 28 号

#### 日程第 33. 議案第 29 号

#### 日程第 34. 議案第 30 号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第20、議案第16号由布市消防手数料条例の一部改正についてから、日程第34、議案第30号由布市と九重町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議についてまで、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

---

### 日程第35. 議案第31号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第35、議案第31号平成23年度由布市一般会計補正予算（第5号）を議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許しますが、最初に歳入全般について、次に歳出の款別に、最後のその他をその通告順によって行います。

まず、歳入全般について、まず、13番、瀏野けさ子さん。

○議員（13番 瀏野けさ子君） 19ページをお開きください。16款の県支出金で、2項県補助金の1節保健衛生費補助金、子宮頸がん等ワクチン接種補助金が減額されておりますが、減額額がかなり大きいと思いますが、その理由を歳出のほうでもお聞きしたかったんですが、簡単で結構でございますので教えてください。

○議長（生野 征平君） 健康増進課長。

○健康増進課長（衛藤 義夫君） 健康増進課長です。瀏野議員の御質問にお答えいたします。

子宮頸がん等ワクチン接種補助金の減額の理由でございますが、この中にはヒブワクチンと小児肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチンが入っております。ヒブワクチンについては、796万6,000円、小児について1,014万円、子宮頸がんについては1,600万円となっております。この中の2分の1が補助対象となっております。

それと、今回の見込み額を算出をさせていただいた部分と、基準単価が県と市では違います。県の基準単価と申しますか、カバー率が0.9となりまして、カバー率×基準単価の違いと勘案いたしまして、889万8,000円の減額となっているところでございます。

○議長（生野 征平君） 瀏野けさ子さん。

○議員（13番 瀏野けさ子君） 要するに、対象者が少なかったということでもいいんですか。また歳出でお聞きしますので、はい、いいです。

○議長（生野 征平君） 次に、12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 繰越明許で2表は何ページかな。（発言する者あり）後、ああそうか。歳入から。

歳入16ページ、13款の分担金負担金で、耕地災害復旧の減ですね、よくわからんですけど、来年に回すっちゃうような説明だったかと受け取ったんですけども、どういうふうに理解し



たらいいのかわからないんですけども、査定をされなかった分が来年になるんですか。それとも、どういことになるんか、そこ辺がわかるように分担金の減について教えていただきたい。

それと、15 款の土木費国庫補助金の公営住宅の補助金で、住宅耐震診断がほんのわずかで、解消補助金に至っては全額ということなんですけども、これは何をあらわしているのか、教えていただきたいというふうに思います。

それと、15 款の6 目、その下の教育費で、要保護及び準要保護の児童生徒援助費補助金が、一般財源化してからもう既に3 年ぐらいになります。3 年以上かな。にもかかわらず、毎年予算に掲げて、年度末にこれゼロで落とすという意味が、私にはわからんですけども、それをわかるように教えていただき、多分毎年これ聞いているんかと思いますけども、教えていただきたいというふうに思います。

それと、21 款っちゃ何かな。21 款、23 ページ諸収入で、過年度収入にまたとび節をつくってます。3 節、6 節っていうのを。3 節が民生費過年度収入、6 節が消防費過年度収入ということで。どういう事情があるのか教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（生野 征平君） 農政課長。

○農政課長（工藤 敏文君） 農政課長です。耕地災害の件についてお答えをいたします。

当初、地元負担金は被害想定額の2 割を計上しておりました。これ暫定法では、農地50%、施設65%となっておりますが、例年補助率増高申請によって増高されますので、当面2 割を計上しておりました。

今回、補助率増高申請を行いましたことで、国の補助率が上乘せされました。さらに、被害額で予算計上しておりましたが、その後の査定やら事業実施、入札等によって、全体事業費が減額されたことによりまして、トータルの地元負担金を減額させていただいております。よろしく願いいたします。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） 建設課長でございます。御質問にお答えいたします。

土木費国庫補助金の住宅耐震診断と耐震改修の補助金が減額となっております。

住宅耐震診断につきましては、当初5 戸分の予算でございましたが、実績は1 戸でございます。耐震改修につきましては、3 戸がゼロということになってございます。原因といたしましては、この対象の建物が昭和56 年以前に建築したものが対象でございます。かなり年数を経過しておりますので、耐震改修には多額な費用がかかると思われます。補助金額が60 万円程度というところでございますので、それが原因かなと考えております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 学校教育課長。

○学校教育課長（江藤 実子君） 要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金の計上についてですが、これは要保護児童生徒を対象にした就学援助に対する国庫補助金です。要保護児童生徒へは、修学旅行費のみの援助を支給するようになっております。年度当初支給計画を立て、国に提出、歳入として予算化していますが、対象児童生徒がその当該年にいなかった場合は、国からの補助金がございますので、年度末にゼロにしております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 財政課長。

○財政課長（秋吉 孝治君） 財政課長でございます。御質問の21款の諸収入につきましては、あすの常任委員会のほうで説明させていただきますし、また消防費の過年度収入についても、あすの常任委員会のほうで消防本部から説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 就学援助については、その補助金だけは別枠ということなんですか、一般財源化してるものから。

○議長（生野 征平君） 学校教育課長。

○学校教育課長（江藤 実子君） お答えいたします。

そうです。別枠になっております。

○議長（生野 征平君） 次に、歳出について款別に行います。

まず、2款、総務費について、18番、利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） 27ページの13の委託料、相馬課長の担当の僕は委員になっておるんですけど、ちょっとこのコミュニティバスの運行の506万7,000円、この減額、どこのコースでどういうふうに余りが出たのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（生野 征平君） 総合政策課長。

○総合政策課長（相馬 尊重君） 総合政策課長です。お答えいたします。

コミュニティバスの運行業務につきましては、運行業者に委託をしておりますけども、年度当初契約する際には、運行経費総額で契約をいたしております。実際の支払いは、それから運行賃金、運行運賃の1乗車200円という収入がありますが、その分を差し引いたお金を支払っております。

ですから、昨年10月までの運賃が確定しましたので、その分を推計しまして、おおむねこの分が年間の使用料が見込めますので、その分を減額して支払うということになってますので、その分を減額したものでございます。

○議長（生野 征平君） 利光直人君。

○議員（１８番 利光 直人君） これまでバスの医大から庄内まで、庄内から湯布院までの２００円とか４００円の運賃と、例えばタクシーで田舎っちゅうたら悪いけど、送り迎えするところとかの料金も皆入るわけですか。それも含めて。

○議長（生野 征平君） 総合政策課長。

○総合政策課長（相馬 尊重君） お答えします。

もうちょっとわかりやすく言いますと、年度当初契約する際は、運行総経費ですので、運賃が入らなくてもこれぐらいかかるという金額で業者とは契約をします。ですから、契約する際には、その金額が予算上措置されてないと契約できませんので、一応それを予算措置します。

実際には、それから運賃がそれぞれ毎月入ってきますので、その分を引いた額を支払うということになってますので、この時期に年間の使用料がおおむね予測できますので、その分を減額したということでございます。

○議長（生野 征平君） いいですか。

○議員（１８番 利光 直人君） はい、ありがとうございました。

○議長（生野 征平君） 次に、３番、甲斐裕一君。

○議員（３番 甲斐 裕一君） ３番、甲斐でございます。２９ページ、２の１の１１の１９でございますが、今現在大分南女性交通指導員は大体何名おって、こういう減額になったのか教えていただきたいと思います。

○議長（生野 征平君） 防災安全課長。

○防災安全課長（日野 忠博君） 防災安全課長です。甲斐議員の質問にお答えいたします。

大分県交通安全協会大分南支部の女性交通指導員は、現在５名おります。人件費におきましては、１，６１８万９，７２２円ということになっております。そのうちの保険等事業の負担金というのが２０６万６，４１２円、それで被服費が５５万１，２５０円ということで、合計が１，６７４万９７２円、これは合計額の２分の１を大分市と由布市の人口比例配分で案分しております、平成１２年の負担金が１９３万５，６９８円ということでございます。

○議長（生野 征平君） いいですか。次に、３款、民生費について。

まず、１１番、溝口泰章君。

○議員（１１番 溝口 泰章君） 民生費は３点お伺いいたします。

まず、３３ページの３款１項２目１３節委託料、介護予防・地域支え合い事業で６００万円になっている減額の理由ですね。

次いで、２点目が同じく１項３目１節の報酬で、生活のしづらさなどに関する調査員が新規で１２万１，０００円となっておりますが、その調査がどんなものなのかの内容。

また、ここで答え願うのか、その後の当初でなのかわかんないんですけども、当初では障害

程度区分認定審査会の委員報酬というのが計上されておるんですけども、これとの関連をもしここでお答えいただけるならば、お願いしたいと思います。

3点目が、3款2項2目19節で負補交ですが、安心住まい改修支援事業補助金が150万円の減額となっています。この事業の内容。また、先ほどこちよつと、あ、そうかと思ったんですけども、減額は申し込みがないからなのかということですね。

以上、3款3点においてお伺いします。

○議長（生野 征平君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（衛藤 哲雄君） 福祉対策課長です。お答えいたします。

まず、生活のしづらさなどに関する調査員報酬の件でございますが、障がい者に係る制度につきましては、新たな制度の検討は進められているところでございます。

これまでの障がい者に関する実態調査としましては、障がい者の基礎調査を5年ごとに実施されてきたところでございます。今回、新たな制度の実施等の検討の基礎資料を得るために、在宅の障がいのある方の生活実態やニーズを把握することを目的として、厚生労働省が実施するものでございます。

由布市では、県が抽出した庄内の1地区、湯布院の1地区の2地区が対象になり、調査員2人が各世帯に訪問し、日常生活を送る上で障がいによる生活のしづらさなどに関する、大きくは30項目に対する内容をお願いし、記入後の調整については、県のほうへ返送されるものでございます。

この調査につきましては、平成23年12月1日時点での調査となっておりまして、調査期間が12月の上旬でしたので、調査自体は既に終了をしております。ただ、調査に対する関連予算が国から県への説明、それから、県から市町村への説明の時期の関係で、前回の12月補正に間に合いませんでしたので、今回事後になりますが、予算措置をお願いするものでございます。

それから、障害程度区分認定審査会委員の委員報酬との関連はございません。

私のほうからは以上でございます。

○議長（生野 征平君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田 淑子君） 子育て支援課長です。お答えいたします。

おおいた安心住まい改修支援事業というのは、高齢者の暮らしの安全確保や、子育て世代の住環境の向上を図るため、市内の高齢者世帯、子育て世帯が行う持ち家住宅の改修工事に補助する3つの事業で、県の補助を受けて実施いたしました。

子育て安心住まい改修支援事業は、その中の1つで、世帯員全員の前年の収入総額が500万円未満で、18歳未満の子どもがいる世帯、持ち家の子ども部屋等の増築、間取り変更、内装改修工事等に対し、30万円を限度に補助するものでございます。昨年度9月の補正で5件分、

150万円を予算措置いたしました。

8月の市報等にも掲載しましたが、申し込みがなく今回150万円の減額をいたしたところでございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 健康増進課長。

○健康増進課長（衛藤 義夫君） 健康増進課長です。11番、溝口議員の御質問にお答えいたします。

介護予防・地域支え合い事業の600万円の減額の理由でございますが、介護予防・地域支え合い事業には、外出支援事業、そして生きがいデイサービス事業、生活管理指導員派遣事業がございます。利用者の利便性を図るために、23年度より22年度10事業所が5事業所ふやしまして、15事業所を利便性を図るためにふやしたところでございます。

ただ、利用が伸びなかった部分がございます。その理由の一つといたしましては、22年8月6日に地域支援事業の一部改正がございます。特定高齢者、今の2次予防事業者と申し上げますが、その中で事業が変わりました。その部分でかなりの方が2次予防事業に該当したということで、地域支え合い事業から減ってる部分がございます。

ちなみに、減額の主なものといたしましては、外出支援事業が179万8,000円の減額をさせていただいております。それで、生きがいデイサービス事業が409万6,000円の減額となっております。あと生活管理指導員派遣事業が10万円ほどの減額となっております、合計で600万円を減額した理由でございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） まず最初に、今最後に答えていただきました介護予防・地域支え合い事業でございますけれども、この介護予防の部分で、事業所が対象となるんですけれども、この事業所だけではなくて、いろんな形で例えばヨガをやったり、ウォーキングをしたりする、これは事業所じゃなくて団体になろうかと思います。

そういう機能団体、趣味とも言えますけれども、そういう団体さんが幾ばくかの補助をいただいて、健常者もお年寄りとか実際にもう介護が必要となった人だけではなくて、健常者に対する介護予防という視点での取り組みが考えられないのかということと、まだ続けさせてください。

そして、あと同じように、負補交での安心住まいの改修支援ですけれども、5件、150万円予算措置したけども、そういう申し込みが周知、広報で徹底できなかったんじゃないかという感想を私は持つんですけれども、同じようなことで最初に言いました介護予防の視点での取り組みの周知方法と同時に、安心住まいのほうも同じような形で対応ができたんじゃないかと思うんで

すが、そのあたりの実際の行政の動きをもうちょっと詳しく、そして今後の展望について、この2点お答え願いたいと思います。

○議長（生野 征平君） 健康増進課長。

○健康増進課長（衛藤 義夫君） 健康増進課長です。介護予防という部分につきましては、先ほど申し上げましたように、一般高齢者がその事業に当たるかと思っております。その中では、生きがいデイサービス事業、それと先般の一般質問の中で申し上げましたように、介護予防、健康づくり事業、そして各地区地区にございます社会資源等を使った介護予防事業に、今現在取り組んでいるところでございます。

ただ、周知につきましては市報と、また社協が出しておりますそういう部分では周知を図っておりますが、また一層の周知を図る必要があらうかと思っております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田 淑子君） おおいた安心住まい改修支援事業につきましては、これは子育て安心住まい改修支援事業のみではなく、高齢者の関係の住まい改修支援事業と含みまして、3つの事業共通してございます。

県の予算の関係で、6月補正ということで、計上の時期もおくれた関係もございまして、8月の広報に載せたというところで、時期的にちょっと遅かったかなというのもございますが、一応問い合わせ等は4件ほどございました。ありましたが、要件的になかなか世帯全員の収入が500万円未満とか、補助の限度額が30万円、30万円未満の工事は対象外とか、そういうことで要件がなかなかちょっと、要件の部分で対象にならないなということで、申し込みまで至らなかったという状況はございます。

周知につきましては、24年度も事業実施をする予定にしておりますので、早い時期にまた広報等で周知してまいりたいと思っております。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 3回目ですが、ほんとうこういう事業の対象者に対する理解を深めるための動きというのは、本当に大事なことだと思います。ですから、優しい言葉でわかりやすく、目立つように今後とも介護予防に関しても、子育ての便宜を図るためにも、老人の住みやすさをつくるためにも、ぜひともそのあたりに力を入れていただいて、情報が市民全般に行き渡るように、ひとつお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（生野 征平君） 次に、13番、淵野けさ子さん。

○議員（13番 淵野けさ子君） 13番、淵野です。3款の33ページ、今溝口議員と同じとこ

ろなんです、13節の委託料600万円、介護予防・地域支え合い事業の減額はわかりました。

15事業所ということで、主にデイサービスの部分が大きいのじゃないかと思います。

結論を言いますと、同じような内容なので、事業所にかかるサービスなどは、すべてその高齢者の介護保険料にはね上がってくるわけですね。ですので、なるべくはね上がらないようにというのはおかしいんですけども、先ほど溝口議員が言われたように、地域の社会資源をつかったそういう介護予防に今後シフトを、介護予防のシフトをそういった部分に変えていただきたいということもありましたので、これは質問しました。

それと2点目、在宅介護高齢者のおむつ等の購入補助なんです、320万円減額が大きいですね。私一般質問でも言いましたが、使い勝手が余りにもしづらすぎて、在宅の方が使えない、有料ホームに入ったときに使えない、そういう場合がありますので、今後このようなしづらの中で来年度もいくのかどうかということをお聞きしたいと思います。

3点目は、生活のしづらさなどに関する調査員、新規で12万1,000円なんです、よくわかりました。わかりましたが、今回自立支援法の中で精神、身体、知的とありますけども、精神の部分も多分入っていると思うんですが、これはそれに含まれているのかどうか。そして、それが調査に回ったのかという具体的なことをお聞きしたいと思います。

最後に、その自立支援特別対策事業システム改修事業、211万8,000円新規で委託料が上がっておりますが、条例の改正もありますように、その関連があるのかどうか、どういうシステムなのか、お聞きいたします。

以上です。

○議長（生野 征平君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（衛藤 哲雄君） 福祉対策課長です。お答えをいたします。

まず、在宅高齢者のおむつ等購入補助金についてでございますが、この事業につきましては、23年度新規事業ということで、対象者を介護保険の要介護認定で4、5、それから在宅で市町村民税非課税世帯ということで、認定者の状況から70人を見込んでおりましたが、現在までの実績については、全体の申請件数が25件、そのうち実際補助が18件、却下が7件。却下の理由は、市町村民税非課税世帯でないということが大半でございます。

申請方法にいたしても、原則として月ごとに領収書を添付して申請。申請期限は購入した日から1年以内としており、経済的負担の軽減を図ることを目的の一つとしている以上、一定の所得制限は必要と考えておまして、新規事業としてまだ1年目でもあり、制度の周知不足は考えられますが、在宅福祉の環境整備の一つとして考えてもいいのかなという感じは抱いております。

それから、生活のしづらさなどに関する調査の件でございますが、調査員につきましては2名を選任しまして、1名につきましては、障がい福祉事務の経験のある一般職員、もう一名は、臨

時職員の2名でございます。

それから、精神障がいの方も含めてということでございましたが、先ほど申し上げましたように、由布市では庄内1地区、湯布院1地区で計2地区。この地区につきましては、国勢調査に基づいた地区割で県が抽出をしたものというふうに聞いております。

それともう一点、障がい福祉システムの改修の件についてでございますが、今回の制度改正によりまして、障害福祉サービス費の個人負担金と補装具費の個人負担費を合算して、負担を軽減することとなっております。

また、児童福祉法を基本として、身近な地域で支援と充実が図られることになり、児童の通所サービス利用に係る事務が、県から市のほうに移行します。それから、改正後につきましては、支給決定方法の見直し等を行い、サービスと利用計画案を勘案することになり、相談支援事業の充実強化という観点から、サービスと利用計画はサービス利用者全員を対象として、今後3年間のうちに全員の計画を策定しなければならないこととなります。

以上の理由もありまして、今回の改正で現在のシステムでは困難な状況がありますので、新たに対応できるシステムに改修するものでございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 瀏野けさ子さん。

○議員（13番 瀏野けさ子君） それでは、課長にもう一度質問させていただきます。

先ほど在宅高齢者のおむつ等の購入の補助金なんですけれども、約1年たちました。この視点、観点は大変よかったと私思います。しかし、介護保険料も値上がりして、在宅の人も払うわけですから、そのサービスはより幅広く受けられたほうが、私は納得されると思います。

ずっと元気で介護保険を払ってて、使わない人も、やっぱり田中議員が一般質問の中でも言っていましたけども、何らかの90歳になったら、何かお祝いとか、そういうことも考えられますが、元気でよかったねというのが介護保険料だと思うんですけれども、やはり今本当に年金だけの暮らしの方々が多くなっております。介護度4、5っていうのは、ほとんどもう大変在宅でお世話する家族の方も、大変な方々だと思います。

それはもう当然なんですけども、そしてまた、そんなにひどくなくても、やはりもうちょっと緩和をして今後の取り組みに期待をしたいと思っておりますので、答弁は要りません。

それから、生活のしづらさは、県から抽出されたということなので、これはこちらがだれとかじゃなくて、国勢調査によってということですので、よくわかりました。

サービス費の負担、システム改修もよくわかりました。わかりましたが、私が申し上げたいのは、介護保険料に見合う在宅の方も、やはりしっかり障がい者も含めてですけども、行政が主体となって考えていただきたいというのが、一番私の言いたい主眼ですので、よろしくお願いいたします。



します。

以上です。

○議長（生野 征平君） 次に、12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 通告のうちほとんど左右でやられてしまったので、残ってるものがないんですけども、おむつにしても住宅にしても、使い勝手のいいものに改善するというのが、当初のお約束でしたと思います。ぜひそこ辺を研究してほしいと思います。

手を上げたところが、由布市は先頭になって手を上げたんで、それはいいんですけども、実際それを使い勝手をよくするためにどうしたらいいかというのは、住宅等に関しては、先ほども同じなんですけど、十分検討して、そして使えるように。もともと補助金が少ないittyゅうのも、最初に指摘していたことなんですけども、よろしくお願いします。

33ページの社会福祉総務費の浄化槽等清掃管理がゼロになってるんですね。どこの手抜きをしたのか、教えていただきたいと思います。

それと、35ページの児童福祉総務費で、国庫支出金ゼロということで、次の子育て支援費は入れかえたのがわかる、国庫支出金、何だっけ、次世代育成と子育て支援のやつを入れかえたittyゅうのわかるんですけども、その1目のゼロっていうのは、何を表記してるのかわからないので、教えていただき、これは総務でまたやるのかな。

○議長（生野 征平君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（衛藤 哲雄君） 福祉対策課長です。お答えをいたします。

まず、浄化槽維持管理委託料の減額についてでございますが、この減額につきましては、平成23年度の当初予算要求先の段階で、新しい湯布院福祉センターの指定管理の開始時期が、施設の稼働準備等の関係から4月からになるのか、またはそれ以降からになるのか、はっきりしていなかったために、5月以降になった場合のことを考え、とりあえず1年分を予算措置をしたものでございますが、実際は指定管理の開始が5月からとなり、4月の施設の開設準備期間中のものにつきましても、指定管理者のほうで支払いをしてきたということで、今回不用額として減額するものでございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田 淑子君） お答えいたします。

17ページの歳入でございますが、15款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金の2節児童福祉費補助金で、右側の説明のところにございますが、「次世代育成支援対策交付金」が、「子育て支援交付金」に変更になったため、その相殺により35ページの国庫支出金にゼロの記載がされたものでございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（１２番 西郡 均君） その説明は私がさっきしたんです。だから、私が聞いているのは、  
１目の児童福祉総務費の国庫支出金ゼロは何ですかちゅうのを聞いたんです。

○議長（生野 征平君） 健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（河野 隆義君） 国庫支出金のゼロにつきましては、事務上の処理でござい  
まして、実はこの中に細説がございます。先ほど担当課長のほうから交付金の内容の違いを言い  
ましたけども、双方で１万５,０００円の減額と増額がありましたので、国庫支出金ゼロという  
ことで表記をいたしております。

以上でございます。

○議員（１２番 西郡 均君） こっちにもあったわけ。

○健康福祉事務所長（河野 隆義君） はい。

○議長（生野 征平君） ここで暫時休憩いたします。再開は１３時２０分とします。

午後０時１７分休憩

.....

午後１時２０分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

次に、４款衛生費について。まず、１１番、溝口泰章君。

○議員（１１番 溝口 泰章君） ３７ページになります。４款１項４目１３節委託料で、子宮頸  
がん等ワクチン接種業務ですが、先ほど歳入の部分で荏野議員がおっしゃったように、この事業  
自体の周知方が、せっかくの住みよさを担保するようなことにつながる事業ですから、せっかく  
こういう事業をやっているということを、もうちょっと広く市民に知れわたす必要があると思う  
んですけれども、これは先ほども事業の中で、質問の中でも私も申し上げましたように、さまざ  
まな形できちっと周知徹底を図るという方向をお約束してもらいたいと思いますので、詳細にわ  
たつての御回答は結構でございます。

○議長（生野 征平君） 次に、１８番、利光直人君。

○議員（１８番 利光 直人君） 溝口議員と同質問ですけども、金額が多かったんで質疑したん  
ですが、小中学生、高校生を含めてですが、由布市全体でどれくらいのあれがあったのか、内容  
がわかればお聞きしたいんですが。各学校の人数がわかれば。また、もし父兄とか等で拒否の人  
がおられるんかどうか、拒否される方が。

○議長（生野 征平君） 健康増進課長。

○健康増進課長（衛藤 義夫君） 健康増進課長です。利光議員の御質問にお答えいたします。

状況につきましては、２３年１１月現在で報告させていただきたいと思います。頸がんにつきましては、１，８７６人いらっしゃいまして１，００７人。ヒブワクチンにつきましては、１，９５１人の対象につきまして７６９人、小児肺炎球菌ワクチンにつきましては、２，２５９人で９９０人となっております。

学校別については、把握はできておりません。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 利光直人君。

○議員（１８番 利光 直人君） こういう結果で、次年度分はよく見てないんですけど、次年度分は学校の周知とか、その他についてどう考えてますか。

○議長（生野 征平君） 健康増進課長。

○健康増進課長（衛藤 義夫君） 健康増進課長です。今回も市報、そして個別通知等で周知をしていたんですけど、なかなか今回伸びなかった理由についてもそうなんですけど、非常に死亡例が発生したということで、立て続けに５人、小児とヒブ、肺炎球菌ワクチンを同時接種ということで、５件の死亡例が発生いたしました。それで、控えたという分。

子宮頸がんにつきましては、供給不足という部分で伸びなかったというような状況でございます。次年度につきましても、周知を図りながら進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 利光直人君。

○議員（１８番 利光 直人君） 調査の結果を見ましたか。調査、満足度調査の結果。それについてどう思いますか。

○議長（生野 征平君） 健康増進課長。

○健康増進課長（衛藤 義夫君） 満足度調査、私ども個人的な意見もちよっと拝見させていただいております。この中で、やはり周知が足りないなという部分はございます。その辺は医療機関等との連携を深めて、それと学校関係を含めまして、そういうふうな取り組みをさせていただきたいと思っております。

○議長（生野 征平君） 次に、１３番、渕野けさ子さん。

○議員（１３番 渕野けさ子君） １３番、渕野です。３６ページ、私２点あるんですが、１点は今回僚議員の同質問です。３６ページの４款１項１目２０節の扶助費、女性特有がん検診償還払い助成金、これも減額が大きいんですが、これは乳がんのマンモグラフィーのことでしょうか。子宮頸がんは次にあがるんですけども、女性特有のがんというのは、そういうマンモグラフィーのことですかね。

○議長（生野 征平君） 健康増進課長。

○健康増進課長（衛藤 義夫君） 集団健診における乳がんと子宮がんの検診でございます。集団健診今までやってたんですけど、個別検診、クーポン券を22年度から配るようになりまして、減ったという分でございます。

○議長（生野 征平君） 浏野けさ子さん。

○議員（13番 浏野けさ子君） じゃあ、これは集団健診の分だけと解釈していいですか。じゃあ、そのクーポン券の分は、この次の子宮頸がん等ワクチン、そういう中に。（「じゃない」と呼ぶ者あり）じゃあ、それはどこに出てくるんですか。

○議長（生野 征平君） 健康増進課長。

○健康増進課長（衛藤 義夫君） 健康増進課長です。この中にクーポン券の集団健診、これは扶助費でございますから、集団健診をしたときの支払い分が減ったということでございます。

○議長（生野 征平君） 浏野けさ子さん。

○議員（13番 浏野けさ子君） 3回目です。クーポン券、子宮頸がんもそうなんですけど、クーポン券を使えるところと使えないところがありますね。私は、いつも厚生連に行くんですけども、厚生連では大腸がんのみクーポン券使えるんですが、子宮頸がんは使えない。

マンモグラフィーも多分使えなかったと思うんですが、今後使えるところと使えないところとあるんですが、そういう個別で行くところの人数の多いところには、そういうふうな契約とか、そういうのしていただけるとありがたいと思うんですけど、今後の見込みはどうでしょうか。

それと、先ほどの子宮頸がん等ワクチンなんですけども、子宮頸がんはがんの中でもウイルスがはっきりわかってますので、これは防げるがんの一つとして非常に貴重な予防ができると思いますので、啓発の部分は13歳ですか、若いときからこれ打たないと意味が余りありませんので、しっかりその適齢期といいますか、そういうものも啓発をわかりやすく、親しみやすくしていただきたいなというふうに思います。これはもう要望です。

先ほどのクーポン券にいたしましても、できればそういう人数の多いところは、対応していただくような契約をしていただけると、ありがたいなと思います。お願いします。

○議長（生野 征平君） 健康増進課長。

○健康増進課長（衛藤 義夫君） 健康増進課長です。先ほどいただいたように、厚生連につきましては協定を結んでおりません。24年度につきましては、協定を結んで、個別クーポン券等が使えるような措置をさせていただきたいと思っております。

○議長（生野 征平君） 次に、3番、甲斐裕一君。

○議員（3番 甲斐 裕一君） 同趣旨でございます。

○議長（生野 征平君） 次に、12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 2項の清掃費、清掃総務費で、環境衛生組合の負担金は、計で

は環境衛生組合の数値と同じなんですけども、補正前の予算額ですね、5億7,000万円というの、どういうところから来とったんか、それを教えていただきたいんですが。

○議長（生野 征平君） 環境課長。

○環境課長（生野 重雄君） 環境課長です。お答えします。

補正前の予算ですね。通常予算編成は12月にしますんで、環境衛生組合の正式な予算は2月に決定しますんで、その間の差でございます。

以上です。

○議員（12番 西郡 均君） はい、わかりました。

○議長（生野 征平君） いいですか。次に、1番、鷺野弘一君。

○議員（1番 鷺野 弘一君） 37ページの4款1項5目の19節の小型合併処理槽が減額となっておりますけども、これも私一般質問してたんですけども、これは国か、またそれとも申し込みの方が少なくなって、この減額700万円、ちょっと大きい金額になってますけども、そこを教えていただきたいんですけども。

○議長（生野 征平君） 環境課長。

○環境課長（生野 重雄君） 環境課長です。お答えします。

小型合併処理浄化槽補助金につきましては、国の交付金、県の補助金及び市費を財源に、由布市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づいて事業推進を行っております。

減額の理由といたしましては、交付金の交付決定額が市の申請額より減額されたことによるものでございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） いいですか。次に、6款農林水産業費について。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 6款1項3目の野菜価格安定対策事業補助金、全額減額になってます。どういうことか教えていただきたいと思います。（発言する者あり）それ詳しく教えてください。

2項1目林業振興で、40ページの負補交で鳥獣害防止事業も、これも減額です。理由を教えてください。その2つお願いします。

○議長（生野 征平君） 農政課長。

○農政課長（工藤 敏文君） 農政課長です。お答えいたします。

まず、野菜価格安定対策補助金の減額でございますが、この事業は生産者が対象市場に出荷した野菜の価格が低落した場合に、その価格差に補給金を交付する制度でございます。この原資となる交付準備金を予約数量にあわせて国、県、市町村、出荷団体、生産者が拠出をいたします。

平成23年度におきましては、大分県の野菜価格安定資金協会から由布市分として37万

1,000円が必要であるという通知がありましたが、前年度の預かり金というものがござい  
ます。それが74万382円ございますので、本年度の補助金が必要なくなりましたので、減額さ  
せていただいております。

それから、鳥獣害防止対策事業補助金の件でございますが、この補助金は防止対策協議会が実  
施する侵入防止柵の設置事業へ補助するものでございます。国の鳥獣被害防止総合交付金を活用  
した事業で、負担率は国が50、市が25、地元25の予定で予算計上させていただいておりま  
した。

本事業平成23年から制度改正がなされました。その内容は、侵入防止柵設置を自力施工で行  
う場合は、資材費相当分については定額補助を行う。いわゆる100%補助を行うということに  
なりましたので、今回市からの補助金の必要がなくなったということで減額させていただいてお  
ります。

以上です。

○議長（生野 征平君） いいですか。次に、7款商工費について、13番、淵野けさ子さん。

○議員（13番 淵野けさ子君） 41ページの7款商工費1項商工費3目観光費の13節の委託  
料なんですけど、194万1,000円の減額が県の支出金だと思うんですけども、これの内容で  
すね。それと、下の負補交ですか、238万7,000円の観光協会員の補助金が減額されてお  
りますけども、全体のうちのどの部分が減額されて、どういう理由で減額されたのかお聞かせく  
ださい。

○議長（生野 征平君） 商工観光課長。

○商工観光課長（松本 文男君） 商工観光課長です。質問にお答えをいたします。

13節の194万1,000円の減額につきましては、ふるさと雇用再生特別交付金を活用い  
たしまして、湯平温泉情報発信業務の雇用者が都合によりまして中途退職されたための不用額と  
なっておりますので、減額となっております。

それから、19節の238万7,000円の減額につきましては、観光協会補助金として東日  
本大震災の発生を受けて、5月開催の湯平温泉まつりの事業費が縮小されて、79万5,000円  
の減額が生じました。それとあわせまして、同じ東日本大震災の発生を受けてでございますけど、  
祭り補助金で4月開催のゆふいん温泉まつり事業費が縮小されたため、159万2,000円を  
合わせて238万7,000円の減額となっております。

以上です。

○議長（生野 征平君） いいですか。次に、8款土木費について。まず、6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 45ページです。8款6項1目住宅管理費の負補交、歳入のほう  
で同僚議員も質問されたんですが、住宅耐震補助金と改修補助金の減額ですが、実績数は先ほど

の答弁でわかりました。診断のほうで5戸予定してたのが1戸しかなかったと。それで、改修の実績はゼロだということなんですが、これその診断の前に、例えば問い合わせとか相談みたいな件数はどのくらいあったのかというところをちょっと重ねて伺いをしたいんですが。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） 建設課長でございます。お答えをいたします。

問い合わせの件数につきましては、詳細な数字は把握しておりませんが、数件程度あったと聞いております。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） ちょっと私事で大変申しわけないんですけど、私もちょっと今回これを相談に行ったんですが、先ほどから御説明あるように、非常に要件が厳しくて使いづらい。しかも、何十万円かの補助をもらうためには、相当高額な工事をしないとおりないとかって、非常に使いづらいんですね。

その診断に行く前にそういう条件出されて、あきらめてしまうということがよくあるっていうのが、自分の体験も重ねて実感しました。それで、これ国、県の補助金を入れてやってますけど、市も4分の1とか入れてますので、これにあわなければ、市が独自でゆるい要件で、市の負担分だけででも使いやすい助成制度みたいなをつくってもらったほうが、よっぽどいいんじゃないかなと思うんですが、そういうこと今後の検討、余りにも厳しくて実績がゼロがしばらく続いたようなので、せつかく予算組むのであれば、市独自でもうちょっと工事額が小さくても使えるようなのを、市単費で補助してもらうみたいなことの検討ができないかということ、ちょっと伺いたいんですが。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） お答えをいたします。

住宅の耐震改修でございますけど、他のいろんな住宅の改修支援事業もあるようでございますし、政策調整会議などで検討していかなければならないと考えております。

○議長（生野 征平君） いいですか。次に、12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） その今の住宅管理費の住宅使用料424万1,000円をずっと前の42ページ、8款1項1目、土木総務費に移してます。住宅使用料はもともと償還金及び修理費等、使用目的が限定されてると思いますから、どういう理由でこういうふうに移動したのか、それを教えていただきたいと思います。

あとは、2項の道路維持費で委託料、物件調査業務というのが、またこれも全額減額になってます。どういうことか教えていただきたいと思います。その2つお願いします。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） 建設課長でございます。お答えをいたします。

まず、土木総務費の補正財源の内訳に一般財源を減額して、使用料、手数料を増額補正をしております。これにつきましては、建設課の住宅管理担当職員の給与管理費として充てたものでございます。

それから、道路維持費の物件調査業務費につきましての減額旅費でございますが、道路維持費における県調査業務は、当初予算におきましてはこれこれの事業をする計画があつて計上したということではなく、事業の執行の過程におきまして、必要に応じて執行するものでございました。23年度につきましては、物件調査業務の案件がございました。そういうことでございます。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） なぞなぞみたいでわからんのですけどね、どういうことなのか。物件調査そのものについて、ちょっと解説をしてくれんですか。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） この物件調査業務というのは、道路維持の事業を執行をするに当たり、少し部分的な拡幅などをした場合に、補償物件があつたときに、補償費用として算定するための委託をコンサルに行うものでございます。23年度におきましては、そういう案件がなかったということでございます。

○議長（生野 征平君） 次に、10款教育費について。11番、溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 10款1項4目7節の賃金でございます。臨時職員に対する賃金の減額ですけれども、これが臨時教師の分なのか。この総額で何人の雇用で、もしそうだとすれば、何人の雇用で、担当教科が何だったのかを教えてください。

○議長（生野 征平君） 中高一貫教育推進課長。

○中高一貫教育推進課長（中和田 久君） 中高一貫教育推進課長です。お答えいたします。

議員さん御指摘のこの25万3,000円につきましては、通勤手当を含む賃金のいわゆる臨時講師の分でございます。また、その雇用につきましては6名で、担当教科は数学と英語、市内3中学校にそれぞれ配置しております。

以上であります。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） では、この数学と英語の教師で6名ということですが、この一般質問、この前の私の一般質問と関連するんですが、これで十分だったという効果はありましたでしょうか。

○議長（生野 征平君） 中高一貫教育推進課長。



○中高一貫教育推進課長（中和田 久君） お答えいたします。

今年度は昨日も教育長答弁の中にありましたように、中学校の学力を伸ばしていくということで2年目に入っております。十分かどうかという部分につきましては、今この6名の方たちの中高一貫にかかわる施策に、この6名の力が私は十分に役立ったと判断しております。

以上であります。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） では、可能ならば結構です。この6名の方の資格と職歴っていうんですかね、どういうことをなさっていて、今臨時でこっちに来ていただいているのか、可能ならば教えてください。

○議長（生野 征平君） 中高一貫教育推進課長。

○中高一貫教育推進課長（中和田 久君） 元教師の方を含んでおります。それから、この6名の方々につきましては、授業を教えるということで、教員免許状を皆さん持っております。それも中学校の教員免許状であります。職歴につきましては、一般企業に働いていた方、それから前年度まで学生だった方、それからいわゆるほかの学校の非常勤、または臨時講師をされた方等、さまざまでございます。

以上であります。

○議長（生野 征平君） 次に、13款諸支出金について。1番、鷺野弘一君。

○議員（1番 鷺野 弘一君） 54ページの13款2項1目のまちづくり支援自動販売機基金ですね、これについて当初予算は2,000円しかなかったのに、74万9,000円と増額になってますけども、これはどういうところに設置しているのか、お教えてください。また、どういう目的かについてお願いします。

○議長（生野 征平君） 総合政策課長。

○総合政策課長（相馬 尊重君） 総合政策課長です。お答えします。

現在、市内の公共施設に自動販売機を設置しておりますけども、その中の4台ほどこのまちづくり支援自動販売機として設置しております。設置場所は、湯布院の公民館、それとスポーツセンターのサッカーラグビー場、それと給食センター、それと上原のグラウンドでございますけども、4台設置しております、その売上金の一定の割合、売り上げに対してその設置者から市のほうに振り込まれるもので、それを基金に積み立てるものでございます。

○議長（生野 征平君） 鷺野弘一君。

○議員（1番 鷺野 弘一君） まちづくり支援ですから、まちづくりのためになんか使うんでしょうが、どういう目的で使うのか、それをひとつ最後をお願いします。

○議長（生野 征平君） 総合政策課長。

○総合政策課長（相馬 尊重君） 使途については、まだ実際に使ったことはありませんで、すべて基金のほうに積み立てておりますけども、まちづくりに関する市長が必要と認める事項に充当することができるということになっております。

○議長（生野 征平君） 次に、その他、繰越明許費補正について。まず、6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 繰越明許費、8ページですか、繰越明許費の補正の中で土木費の都市計画費、都市計画マスタープラン策定業務1,314万8,000円が繰り越しされています。

説明資料では、都市計画マスタープラン策定委員会の意見調整に不測の日数を要したということですが、具体的にマスタープラン策定委員会が何か紛糾してもめて延びたとかってということなのかどうか、意見の調整に不測の日を要した内容をちょっと教えてください。

○議長（生野 征平君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（柚野 武裕君） 都市・景観推進課長でございます。お答えをいたします。

不測の日数を要したということなのですが、これについて聞きましたら、策定委員会の中で意見の中で細部にわたって議論がなされたということでございまして、もめたということではございません。

以上です。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 繰り越さなきゃいけないっていうことは、今年度中に計画ができ上がらないということですよ。細部にわたって詳細にいろいろ審議会開いて、回数ふえて、まとめきらなかったって話なんですか。どういうことなんですか。

○議長（生野 征平君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（柚野 武裕君） お答えします。

全体構想、地区別構想というのがありますが、地区別構想においてそれぞれの代表者の方の地元を思う強い心っていうんですかね、そういったのもありまして、なかなか今年度の完成は難しいという状況でございます。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 最後、実態として、いつぐらいまでにまとめ上がる予定なんですか。まだ全然議論の途中で、まだまだマスタープラン1年も2年もかかるのか。それとも、もう取りまとめに入って、4月とか5月にはでき上がる感じなのか、どのぐらいまで進捗してるんでしょうか。

○議長（生野 征平君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（柚野 武裕君） お答えします。

今月末にすべての提出ができます。今湯布院地域の分につきまして、修正が今出ております。

翌年度、あと2回を予定して、8月ぐらいまでには策定ができると見込んでおります。

11月ぐらいを完成をしたいというふうには考えております。

○議長（生野 征平君） 次に、12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 繰越明許で湯布院町の児童公園の分なんですけども、3,573万円ということで、ここに理由を書いてますけども、もうちょっとイメージがつかめないんですけれども、具体的にどういうことなのか教えていただきたいと思います。

さらに、その2割以上の832万円を不用額にしております。それもあわせて御説明をお願いしたいと思います。

○議長（生野 征平君） 商工観光課長。

○商工観光課長（松本 文男君） 商工観光課長です。理由について御説明を申し上げます。

一応23年度の補正ということで繰り越しをしておりますけど、工事場所が観光客が多く往来するところで、湯の坪街道っていうところがございますけど、そこを通過して工事現場へ入るような状況があります。そこに工事資材等の搬入が、時間制限の通行帯が設けられまして、施工能力の低下によりまして不測の日数を要するために、今回繰り越しの予算を計上いたしました。

○議員（12番 西郡 均君） それはそこに書いちゃるけんわかるんやけどね、どういうことか。

○議長（生野 征平君） いいですか。

○議員（12番 西郡 均君） まあいいです。また委員長に聞きます。

○議長（生野 征平君） これで、議案第31号についての質疑を終わります。

---

### 日程第36．議案第32号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第36、議案第32号平成23年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 歳出の1款1項1目で、通常療養費に使われる普通調整交付金ですか、が使われてるのかなというふうに思うんですけども、この国庫支出金の54万3,000円ってというのは、一体何を指してるのか。通常の場合、特別調整交付金の中にこういう特別の枠がありますよというふうなことは、よくあるんですけども、普通調整交付金ということなんですか、お尋ねいたします。

2款1項1目の一般分の支払いであるにもかかわらず、いわゆる支払基金からの諸収入、——諸収入って書いちゃるけん、いつもわからんのじゃけどね、支払基金の交付金を充当してるようにあるんですけども、なぜですか。

通常は、退職者についてはその下にあるように、交付金で充当するのは当然なんですけれども、さらに一般の高額療養費についても、11ページの2款2項1目ですか、それも交付金が2,653万8,000円充当されてます。ということなのか、教えていただきたいです。

2款4項1目出産育児一時金、これ政策でかなり金額を出すようになりました。ちょっと幾らになったかな。（発言する者あり）そうやね、そのくらいになったんですけども、政策でやったということは、国が本来見るべきなのにもかかわらず、国はほんのわずか出して、またそれも引き上げるといようなこの補正なんですわね。

その充当する場合、一般財源でなく市が負担すべきじゃないかっていうのが私の意見なんですけどね。保険課はそういう要求を全くしないんでしょうか。

2款5項1目葬祭費も同じです。なぜその一般財源を使うのか、御説明をいただきたいと思います。

同じく8款1項1目の特定健康診査事業、これも国、県の支出金の減額を一般財源で充当すると。ちょっとあんまりじゃないかと思うんですけども、それについてわかるように教えていただきたいと思います。

○議長（生野 征平君） 保険課長。

○保険課長（小野 啓典君） 保険課長です。お答えいたします。

第1点目の1款1項1目一般管理費の財源、国庫支出金は、普通調整交付金に含まれているのかという御質問でございますけれども、13節委託料及び19節負担金、補助及び交付金の54万3,000円につきましては、これは全国統一の国保総合システム改修によるものでございまして、普通調整交付金ではなく、国の特別調整交付金で対応してくれることになりました。

しかし、この予算編成時の段階では、東日本大震災の影響による特別調整交付金の総額がまだ未定であったということもございますので、当初予算で計上していました400万円の中から、財源更正で対応させていただきました。

次に、第2点目の2款1項1目の一般分支払診療報酬負担金に支払基金の交付金を使うのはなぜかという御質問でございますけども、社会保険診療報酬支払基金の取り扱う交付金事務の中には、先ほど議員さんが申されましたように、退職者医療制度に伴う療養給付費交付金のほかに、平成22年度から始まりました後期高齢者医療への後期高齢者支援金の支払いや、退職者医療制度の廃止に伴い、65歳以上の前期高齢者が新設されて、使用者保険からの拠出がありますので、財源調整を行う機関として支払基金が交付事務を取り扱っております。

今回の一般分の診療報酬負担金と、次の御質問の高額療養費負担金につきましては、支払基金が取り扱っております前期高齢者交付金の増額補正分を財源充当しておるところでございます。

それから、3点目は同じでございましたので、4点目の2款4項1目の出産育児一時金は、政

策経費、国庫支出金の減は、一般会計で補てんすべきではないかという御質問でございますけども、これは国庫支出金から一般財源への更正は、出産育児一時金の国からの補助金を出産見込み数33件で申請したことによる財源更正でございます。

年々出生者数も減少しておりまして、現在のところ33件の見込みでおさまるのではないかと考えられますが、転入等で出生者がふえることもありますので、予算上は当初予算どおり37件といたしますが、国庫補助金は12月の交付申請額33万円にあわせて、4万円の国庫補助金の減額を行い、財源更正をしたものでございます。

その財源といたしまして、国保会計の中で今回療養給付費等負担金などの平成22年度精算による追加交付がありましたので、その財源をもって充当させていただきました。

続きまして、5点目の2款5項1目の葬祭費は、政策経費、一般会計で補てんすべきではないかの御質問でございますけども、葬祭費につきましては、現在のところ当初予算で見込んでいます50件でおさまるのではないかと思います。3月はまだまだ寒い時期でございます。過去の実績から、3月は葬祭費の支給が多い月でもございますので、21年度実績並みの57件を見込みまして、7件を補正したところでございます。これも、出産育児一時金と同じ考えで、過年度分の追加交付金を充当したものでございます。

それから、6点目の8款1項1目特定健康診査等事業費は、保健事業という政策経費、国庫支出金や県支出金の減は、一般会計で補てんすべきではないかという御質問でございますけども、これまでの予算では、西郡議員さんの御指摘のとおり、保健事業は政策経費としての考えのもとに予算編成を行ってまいりましたし、今後も同じ考えで行ってまいりたいと考えておりますけれども、今回の国庫支出金の減に伴います一般財源の取り扱いにつきましては、先ほど説明申し上げましたように、国保会計の中で今回療養給付費等負担金などの平成22年度精算による追加交付がありましたので、その財源をもちまして財源充当をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） いいですか。これで質疑を終わります。

---

### 日程第37．議案第33号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第37、議案第33号平成23年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 1つだけ気になるんですけどね、地方債って書いて2ページの予算補正には、財政安定化基金貸付金というふうに書いてあるんですね。当然、調書つちゅうか2表にも財政安定化基金貸付金と、その借金であるのに貸付金ってどうして使うんか、それが意

味がよくわからんですけどね、その貸す側は貸付金かもしれんけど、借りる側は借入金と思うんですけど、この貸付金って書かな悪いんですか。

○議長（生野 征平君） 健康増進課長。

○健康増進課長（衛藤 義夫君） 健康増進課長です。12番、西郡議員の御質問にお答えいたします。

国の事務連絡は、平成11年10月5日にございまして、款項目節の区分についてで、その中で財政安定化基金貸付金というふうに表記されておりまして、そのまま使わせていただいているところがございます。

○議員（12番 西郡 均君） 国に抗議したいと思うんで、その資料をください。

○健康増進課長（衛藤 義夫君） はい。

○議長（生野 征平君） いいですか。これで質疑を終わります。

---

#### 日程第38、議案第34号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第38、議案第34号平成23年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 歳入の2款1項1目の使用料手数料で、督促手数料というのが4万5,000円減額になってます。実は、一般会計、特別会計あわせてここだけが、その督促料そのものを一般財源として扱ってるんですよ。それはどういう理由からか、理由を教えてくださいんですけど。

○議長（生野 征平君） 保険課長。

○保険課長（小野 啓典君） 保険課長です。お答えいたします。

歳入の後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金、それから保険料還付金につきましては、歳出中の1款の総務費及び2款の広域連合納付金、それから3款の保険料還付金におおの充当するようになっておりまして、督促手数料につきましては、目的財源たる性質を有するものですが、歳出の4款で予備費を計上いたしておりますので、督促手数料を予備費に対応させているために、特定財源扱いにできず、一般財源扱いとして取り扱っておるところでございます。

ほかの会計も調べましたところ、やはり一般会計にしても徴税費に充ててるということもありますので、これは今後ちょっと検討させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

### 日程第 3 9 . 議案第 3 5 号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第 3 9、議案第 3 5 号平成 2 3 年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。1 2 番、西郡均君。

○議員（1 2 番 西郡 均君） 一般質問でも議論になったその新しい水道の計画そのものですね、直接関係があるんかどうかわかりませんが、ことしも来年も許認可申請ということで上がってます。それと直接関係があるならば、どういう状況なのか説明をお願いしたいと思います。

○議長（生野 征平君） 水道課長。

○水道課長（秋吉 一郎君） 水道課長です。お答えいたします。

計画に直接関係あるかということですが、一応本年度の事業については、水道事業の基本計画、水道ビジョンなんですけど、その統合計画の中でうたわれている計画に沿って、本年度は湯布院の上水道、塚原の簡易水道、それから若杉の簡易水道という形で認可申請を出しております。現在、委託している段階でございます。

○議長（生野 征平君） いいですか。これで質疑を終わります。

---

### 日程第 4 0 . 議案第 3 6 号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第 4 0、議案第 3 6 号平成 2 3 年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、3 番、甲斐裕一君。

○議員（3 番 甲斐 裕一君） 3 番でございます。きのうでしたかね、市長の詳しい説明がありましたので、取り下げます。

○議長（生野 征平君） いいですか。次に、1 2 番、西郡均君。

○議員（1 2 番 西郡 均君） 歳入で雑入のどういうものなのか教えていただきたいんですけど、当初で 1 4 万何がし特定財源として特定してた分があるんですけども、それと関係があるのかどうかも含めてお答えいただきたいと思います。

それと、歳出の 1 款 1 項 2 目施設管理費の中で、建物定期検査業務というのが、その予算から比べて大分減額してるんですね。それがどういうことなのか、教えていただきたいと思います。

○議長（生野 征平君） 健康増進課長。

○健康増進課長（衛藤 義夫君） 健康増進課長です。西郡議員の御質問にお答えいたします。

まず最初の雑入でございますけど、売店、マッサージ料、自動販売機、靴、ロッカーの使用料でございます。当初予算 1 4 万 1, 0 0 0 円は、雇用保険料となっております。それと、建物の

定期検査の業務委託なんですけど、これが大幅減額になってるということですが、この当初予算の計上につきましては、契約管理課からいただいた資料に基づいて作成しておりまして、入札残を減額をさせていただいてるところでございます。

○議員（１２番 西郡 均君） はい、わかりました。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

---

#### 日程第４１．議案第３７号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第４１、議案第３７号平成２３年度由布市水道事業会計補正予算（第３号）を議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。１２番、西郡均君。

○議員（１２番 西郡 均君） 裏のページに調書が出てます。債務負担行為に関する調書っちゃうことが、これ地方債の書き方と同じなんですけども、一般会計という債務負担行為の調書というのは、実際に当該年度に払うか払わないか、前年度に払ったかというような書き方をしてるんですけど、これが決められた書式なんでしょうか。

○議長（生野 征平君） 水道課長。

○水道課長（秋吉 一郎君） 水道課長です。お答えします。

今質問の内容なんですけども、今回予算で出してる分については、一応今までの予算書の、今までの過去の予算書を参照してつくっています。今議員が言われるように、前年度までの支出見込み額がということで、この分がその様式の中に入れたときに、ゼロ円という形、横線なんですけど、そういう形になるということで、過去それが省略されたような経緯があるんじゃないかなと思っています。

一応地方公営企業の関係法令集っていうのがあるんですけど、それからしますと、今議員が言われるように、前年度までの支出見込額、たとえゼロであっても何々円と、それから当該年度以降の支出予定額の調書と、この様式がありますので、今後はこの様式を検討したいと思います。

（「お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は１４時２５分とします。

午後２時１２分休憩

.....  
午後２時２５分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。



## 日程第42．議案第38号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第42、議案第38号平成24年度由布市一般会計予算を議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に歳入全般、次に、歳出の款別に通告順に行います。

まず、歳入について、12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） その他は、また、その他のところであるのかな。さっきみたいに。ないの。ないんやね。

そんなら、うちの総務委員会で言えばいいことなんですけども、共通項なんで、皆さんで認識してもらいたいということがあるんで、一通り皆言っておきましょう。

全員協議会でも言いましたけど、予算書そのものを見たら、本当に悲しいちゃうか、例のやつですよ、よく皆さん御存じでいらっしゃる。肝心の予算書というのは、1ページ、2ページというのが第1表の予算書なんです。

その前に、鑑をちょっと見てください。鑑で、今までと記載の仕方が横書きが、真っすぐ縦書きになっただけのことなんですけども、私が気に入らんのは、第1表、第2表、第3表というところにすき間がないですよ。一時ずっとすき間をちょっとつくってくれと言ったんですけど、それをまた詰めてしもうてから。

で、5条の1項1号、これは1号を括弧した後はいいんやけど、その空き過ぎるようなすき間をつくって、こういうのがどうしてわからんのかなと思うんですけど、次のページを開いてください。予算書そのものなんですけども、第1表、もう全員協議会であげえ言うたけ、すぐ直してくれたんかと思うたら、そんとおりにしちよる、前のおりに。

字が見づらいんです、上の線にくっつけてしもうて。数字は下にくっつけて、その一番、款項目、金額ちいうとこだけ真ん中であって、これだけ見いいんで、後は本当に見づらい。ようこんなを平気で出すなと思うんですが。単位の数値は下にちょっとあけて。この予算書だけが、単位というのをちょっとあけて書いてあるんです。後、継続費にしろ、地方債、2表、3表をずっと見たら、単位は表の右肩にくっつけて当たり前の書き方をしている。どうして当たり前のことがこげえできんのか、もう情けのうてしようがない。

ちなみに、第3表は1ページにもあれば、6ページの頭にもあれば、7ページの頭にも地方債というのをわざわざ入れとるんです。ついでに言えば、中の書いている利率のところですね。4.0%以内というふうに書いてますが、これはもう文章でも何でもないので、真ん中にきちっと書くというんか、センタリングちいうんですけど、私は横文字を使えるのはこれだけしかないんですけど、なぜ、そういうふうにできんのかなあと。次の償還の方法は文章ですから、最初の

書き出しは1字あけると。ごく当たり前のことで、もっとひどいのは、最初の償還のほうと次の償還で、「その他の場合には」には点があるのと、点がないのがあるんですね。こういうのを注意して見ればすぐわかるのに、本当、だれがこういうようなのをしようるんやろうかと思うて。

次のページ、立派な表紙を1枚ぼろっとつけて、由布市一般会計予算に関する説明書ちいうのを書いてるんですけど、これはついでにつけてるから、別に構わないんですけど、次のページが本体なんです。歳入歳出予算事項別明細書というのが本来の見出しなんですけど、これには当然、私に言わせたら、2012年度歳入歳出予算事項別明細書というふうに正規な書き方をすべきなんですよ。

この前、環境衛生組合でもしたたか文句を言ったけど、参考は、みな由布市のを参考にしてるんで、もう由布市がみつともないことをすると、皆波及してしまうんで。

それと、ずっと言い続けた11ページ以降なんですけども、少なくとも最小限幅は5ミリ以上にしてくださいと。挟間のときは7ミリで、もう最後まで変えてくれなかったけん、由布市に来たら急に5ミリになってまだ小そうなって頭に来てると言いよったら、今度は4ミリ何ぼになつて。何でこういうような嫌がらせをせな悪いんかい、私には、それが不思議でたまらんです。そして、それぞれの項と項の間は、前よりもよけい広げちよるんです。まあ私に対する嫌がらせちいうかどうかわかりませんけども、どうも、これでもか、これでもかちいうようにやってくるんで、まあ、いじめられてるのは私だけじゃないようです。後にずっと出てきますけども、例えば22ページ——あ、20ページのもちょっと言わせて。20ページに総務使用料とか、いろいろ使用料の中がありますけども、括弧書きをして。だから、括弧のところを見たら、字がばらばらなんですよね。何で今まではきれいにきちっとしとったのが、急にこげな文字を振り分けてやらなでкинようなことをしちよるのか、それが理解に苦しむんですけども、こんなみつともないことはやめてほしいと。

いじめられてる例を言いますと、次の22ページの消防手数料ですね。消防本部の危険物証明許可申請手数料なんですけども、括弧して総務課消防としちよる。いつから消防本部は総務課消防の下につくごととになったんですか、総務課の下に。これ雑入のところもそう書いてあるんですけどね。その括弧が2回ついちよるちいうのもまだけしからんのですけど、括弧2回が好きなようですね。地方振興課（挟間）（庄内）（湯布院）ちいうのもずっとあります。（「大括弧、中括弧、小括弧ちあるのにな」と呼ぶ者あり）それは要らん括弧を使わんのもあるんですよ。例えば、これは後で出ますけども、湯布院地域振興課という書き方もしているところもあるんですよ。そういうところは括弧がなかったんで、それを見たときはすっきりしたんですけどね。

いずれにしても、書き方は——それと、おまけがついたような括弧がいっぱいあるんです。雑入をちょっと見てください。34ページの雑入を見てもらうと、本当におもしろい書き方をして

いるんで、（福祉対策課）、また（福祉対策課）。（小松寮）、また（小松寮）。（健康増進課）、また（健康増進課）。あほみたいなことを平気でこういうふうにとるんですね。

いずれにしても、一目で見ておかしいと思うことは、直せるにもかかわらず、何とか何とかという、何とか方式じゃとかで、何か私たちがわけがわからんような方式の名前を言うて、8市か9市と一緒にやってるから、何かできんようなことを、まだ言ってますけども、本当はすぐ訂正してくれるんかしらんけど、いずれにしても、へのごの言わんで、見たらわかるような、ほいで、すっきり気持ちのいい予算書にしてくださいよ、お願いします。

これで全部言うてしもうたんで、後はいいです。

○議長（生野 征平君） これで、歳入についての質疑を終わります。

次に、歳出について款別に行います。

まず、2款総務費について。

まず、6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 歳出のほうの2款について3点。まず、50ページの2款1項5目財産管理費の中の15節工事請負費が、説明資料だと挟間庁舎の電気設備改修工事だということで、1,000万円もの電気改修工事ということなんですけど、具体的にどの規模の、どんな改修工事を行うのか、教えてください。

それから、60ページの2款1項9目、区分が6の区分、防衛交付金事業費の中の工事請負費、これも1,000万円ついていますが、説明資料によると、南由布、下湯平広場整備というようなことが書いてありますけども、具体的な整備内容は、駐車場利用ができるような広場になったのかどうかということを教えてください。

それから、後、その下の地域振興局の地域活力創造事業費200万円から300万円にそれぞれふやしたと。100万円ずつの増額のようにですけども、これの対象事業の選定とか、交付基準はそれぞれの地域振興局ごとにつくってるということは、私も前の総務委員会で聞いておりましたが、ただ、その年度や地域によっては、対象となる事業を集めるのにちょっと苦勞をしていて、結局、その予算査定で、いわゆる本課で落とされた事業をこれで補てんするというようなことが見受けられましたけれども、そこら辺の選定基準などはどうなっているのか、教えてください。

以上です。

○議長（生野 征平君） 契約管理課長。

○契約管理課長（森山 金次君） 契約管理課長です。お答えをいたします。

改修工事の内容でございますが、高圧受電した電気を低圧に変換する装置、キュービクルの機器の一式を改修する工事832万7,000円と、電灯分電盤及びリモコン制御回路の改修工事

254万3,000円でございます。

理由といたしましては、電気工作物の定期点検で、事故の確率が非常に高くなるとの指摘によるものでございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 湯布院地域振興課長。

○湯布院地域振興課長（日野 正彦君） 湯布院地域振興課長です。

南由布駅前広場、それから、下湯平の広場につきましては、駐車場を含めたところでのふれあい広場を年次計画でしております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 総合政策課長。

○総合政策課長（相馬 尊重君） 総合政策課長です。お答えします。

地域活力創造事業の要件等について御説明申し上げます。

統一した実施要綱というものを定めておりまして、その中で、対象事業として各振興局長が地域活性化のために必要と認めるソフト事業、採択要件としまして、他の補助事業による執行が困難なもので、地域活性化のために効果があると認められる事業、また、緊急性が高く、かつ、必要不可欠と認める事業というふうに、統一的な実施要綱を定めております。

これを踏まえた上で、各振興局ごとにまた内規を定めているところでございます。

○議長（生野 征平君） 挾間振興局長。

○挾間振興局長（志柿 正蔵君） 挾間振興局長です。

地域活力創造事業についての挾間地域での内規についてですが、先ほど、総合政策課長が申し上げました全体的な実施要綱に基づきまして、挾間地域では一応先ほど言いました地域活性化の効果が認められる事業、それから、緊急性というところを主体に、補助対象外も一応設けております。

というのは、備品類等の分については、過去に少しそういう事業実施があったんですけども、昨年からはソフト事業等を含めた、それと、特に自主防災的な備品というか、そういうものについては特に昨年から認めていっております。できるだけ自分たちで防災意識を持ってもらうというようなことを含めての事業認定はしております。

そして、5月までの間に要望をいただいた上で、各地域の自治委員の会長さんがおられますので、5名ほどで内容について十分御意見を聞きながら、私のほうで決定をしております。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 最初の挾間庁舎の電気設備はわかったんですけど、これは定期点検で指摘されたと。基本的には老朽化なんじゃないですか。老朽化されたもので、危険性が高まった

ということなのかということです。

それから工事、広場、これ防衛交付金で、私の記憶違いだったら訂正していただきたいんですけど、防衛交付金なので、何か駐車場利用は基本的にできないとかいうようなことを言われたんじゃないかなと思うんですが、実質は駐車場利用ができるのでしょうかということです。

その300万円の利用については、例えば、その自主防災組織の備品とかは地域振興費よりも、むしろ消防費のほうできちんとそういう事業を採択すべきだというふうに思うんですが、まあそこら辺は今後の、一般質問でも取り上げましたので、考慮いただければと思います。

最初の2点の再答弁をお願いします。

○議長（生野 征平君） 挟間地域振興課長。

○挟間地域振興課長（麻生岳登志君） 挟間地域振興課長でございます。小林議員の質問にお答えいたします。

今おっしゃられたとおりに、基本的には老朽化が原因でございます。特に高圧電源のキュービクルにつきましては、いろいろ調べた結果、一番厳しいのは、もう耐久年度10年の部品が今26年目になってるという状況もありまして、後、問題が、高圧を使っていますので、ここが問題が起きると、この回線を使っている事業所、大きなキュービクルを使っているところにも影響が出るということで、早急に工事をしたいということでお願いをしております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長（古長 雅典君） 湯布院振興局長です。小林議員の質問にお答えしますが、今言いましたように、南由布駅前、それから、下湯平幸せの湯の周辺でございますけども、特別調整交付金で購入いたしました。もう南由布については3年になりますし、下湯平についても2年になります。

事業目的については、ふれあい公園を整備するということで、補助金を使って購入をしておりますので、その事業目的に向かって事業を進めていきますが、年次計画で、来年度は駐車場のほうから整備をしていきたいと。当然ふれあい公園を利用する駐車場という目的で整備をしたいというように思っております。

以上です。

○議長（生野 征平君） いいですか。次に、3番、甲斐裕一君。

○議員（3番 甲斐 裕一君） 3番でございます。今、小林議員が言われましたように、各振興局200万円から300万円になったということは、大変喜ばしいことでございますが、やはりちょっと内容的に、どういう意味合いで100万円ふえたのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（生野 征平君） 総合政策課長。

○総合政策課長（相馬 尊重君） 総合政策課長です。お答えします。

各振興局の活力創造事業につきましては、それぞれ随時各振興局と財政課も含めて協議をしてまいりました。そういった中で、やはり地域それぞれの需要を十分満たす、地域各振興局を充実するという意味から、今年度、増額したものでございます。

○議長（生野 征平君） いいですか。次に、1番、鷲野弘一君。

○議員（1番 鷲野 弘一君） まず最初は、50ページの下から2つのところですよ。備品購入費、これは1,230万円とありますが、これは何を買われるのか、教えてください。

続きまして、54ページの一番下の田舎で暮らし隊事業ですよ。これにつきましては、昨年までたしか2組、年に受け入れをしていたかと思うんですけども、その実績と、ことしは、これ一般財源になっていきますけど、国からの補助がことしはないのか、教えてください。

それと、後が62ページですよ。62ページの一番下の自治会活動のところですけども、自治会に2,500万5,000円ほど金額を用意していますけども、この分配方法はどういうふうになっているのか、明細なんかあれば、教えてください。

○議長（生野 征平君） 契約管理課長。

○契約管理課長（森山 金次君） 契約管理課長でございます。

最初の備品購入費でございますが、市長車の購入費、これはエコ対応車でございますが、580万円、それから、挟間庁舎10人乗りワゴン車が1台で275万円でございます。それから、公用車の軽自動車の更新3台分、375万円、計1,230万円でございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 総合政策課長。

○総合政策課長（相馬 尊重君） 総合政策課長です。鷲野議員の御質問にお答えします。

54ページの田舎で暮らし隊事業ですけども、昨年度募集をしまして、3名の方から応募がありましたけども、実質1名の方から、合格はしたんですけども、都合により辞退をされまして、再度募集して、今現在1名の方が奥江地区で活動を行っております。新年度予算では、その1名分を、1年間の予算を計上したものでございます。

また、一般財源につきましては、この分につきましては特別交付税で措置されるということになっておりますので、一般財源扱いとなっております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 総務課長。

○総務部参事兼総務課長（佐藤 式男君） 自治会活動促進事業の報酬の関係ですけども、均等割と戸数割からなっています、ちょっと金額は、また後日連絡します。

○議長（生野 征平君） 鷺野弘一君。

○議員（１番 鷺野 弘一君） ありがとうございます。まず、備品購入費です。車と今言われましたが、環境対策のこれ車となってるんですけども、ワゴンなんかも全部環境対策になってるのか。また、軽自動車３台と言われましたけども、これもやはり第３のエコカーとかありますけど、そういう車の導入を考えているのか、ちょっとそこを明細をお願いします。

それと、田舎で暮らし隊は、事業はそういうふうでわかりますので、ぜひ定着させるように、この件はよろしくお願いいたします。

○議長（生野 征平君） 契約管理課長。

○契約管理課長（森山 金次君） 契約管理課長でございます。お答えいたします。

市長車につきましては、ハイブリッド車を予定しております。１０人乗りワゴン並びに軽自動車の３台分については、環境対応型ということで、排気量等の現代における対応型でございます。

○議長（生野 征平君） 鷺野弘一君。

○議員（１番 鷺野 弘一君） １つお伺いしておきますけど、ワゴン車は２３５万円で１０人乗りですね。これが２３５万円で、現在の対応車で、エコカーというのがこういうのであるのかどうかです。

それと、軽が３台で３７５万円とこれ言いますけど、こんなまでするのかなと思うてですね。これは後日お伺いに参りますけど、これ本当にエコカーか、この２台です。

それと、５８０万円のこのエコカーは、これ市長車の買いかえと思ってもいいんですか。そこをちょっとお願いします。

○議長（生野 征平君） 契約管理課長。

○契約管理課長（森山 金次君） ５８０万円につきましては、市長車でございます。今申されましたワゴン車につきましては、一応予算については２７５万円を予定しております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 次に、３款民生費について。

まず、１１番、溝口泰章君。

○議員（１１番 溝口 泰章君） ２件ございますが、よかったですか。２件ございます。

１００ページの３款３項１目７節の賃金１９５万８,０００円というものが、生活保護適正化実施推進事業で、嘱託職員にということですが、その業務の内容を教えてください。

次いで、１０２ページの３款３項２目２０節扶助費の５億６,８８０万９,０００円という生活保護の扶助費です。この生活保護に対する監視のシステム、もちろんこれはシビアにやらなきゃいけないと思うんですけども、そういうものが必要じゃないかと思いますが、そのあたりのお考えを、２点お願いいたします。

○議長（生野 征平君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（衛藤 哲雄君） 福祉対策課長です。お答えをいたします。

まず、嘱託職員の業務の内容でございますが、これにつきましては、レセプト点検職員の分になります。生活保護の適正な運営を確保するために、各種適正化の取り組みを推進する生活保護適正化実施推進業の中で、実施要領に基づきまして被保護者の適正受診、それから適正処遇及び適正な診療報酬支払いの確保を図るために、レセプトを詳細に点検し、医療扶助費の過誤を防止することを主な目的としております。

具体的には、毎月2カ月おくれになりますが、支払基金より電子データとして送られてきます診療報酬明細書につきまして、縦覧による診療内容、調剤内容の点検、それから自己負担金の確認、また、自立支援医療等他法制度が優先になりますので、その辺の適用がどうかを検討することも行います。

それから、次の扶助費についてでございますが、生活保護制度につきましては、申請後、当人を対象に資力調査を行い、あらゆるものが活用された上でも、なお生活が困窮している状態なのかを判断され、保護の要否が判断されることになります。

保護費受給後は、病気やけがの人は医師の指示に従い治療に努めてもらい、働くことのできる人は能力に応じて働き増収に努めてもらい、失業・無職の方には就労支援を行い、ハローワーク登録、求人先面接を行い、早期の自立を促します。

また、世帯類型によりケース格付基準、これは訪問基準ですが、ありまして、AケースからGケースというのがございます。Aケースにつきましては、要観察、要指導の方で、月に1回以上の訪問、Bは2月に1回以上、Cは3カ月に1回以上、Dは6カ月ごとに訪問というように、現在、1人のケースワーカーが平均で70世帯を担当しております。

そういうことで、基準に沿った訪問指導をしているというふうに考えております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） ありがとうございます。生活保護を認定するということは、その先に必ず扶助費の給付ということでつながっていくものになります。この基準の適用が妥当でなくなったと、今、AケースからGケースというふうにチェックが入るんですけれども、妥当でなくなって認定取り消しということが実際にあるのか。

また、次の扶助費に関しましても、今年度は昨年度に比べての増額が1,200万円、これは生活扶助で、医療のほうで1億2,328万8,000円生活扶助費は増額ですよ。あ、違う、全体がね。で、医療のほうは3億6,369万8,000円と大幅に増額計上されるようになっておりますけれども、今申し上げました監視のシステムが機能して、きちんとした保護体制ができ



上がっていればよろしいんですけども、漏れ聞くとところによりますと、親子で住んでいて子どもは働いているんですけども、別世帯で住んでいることにして、親御さんお一人で置いておけば、親御さんに対する保護給付が認定されると。ところが、その形で認定された後、そっと子どもさんは来ているとかというふうなことで、御本人じゃなくて、周囲に住んでいらっしゃる方々がそれでいいのかというふうなことをちらちらおっしゃっているんです。そういう実態に対しての対応を行政のほうがどのようにしていくのか。先ほどのケースによるチェック体制で、1人のワーカーが70世帯も持っている、そういうことまで目が届かないかもしれませんが、どんなふうに対応が具体的にいつているのかを、ちょっと聞かせてください。

○議長（生野 征平君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（衛藤 哲雄君） 福祉対策課長です。お答えをいたします。

まず、そういうケースも実際ございます。まず申請がございまして、申請を受け付けて、その後、先ほども言いましたが、あらゆる調査を行います。世帯認定が原則になっておりますが、状況によっては世帯分離ということで、必要な方だけを保護するというふうな状況もございます。そういう状況につきましては、決定までに、ケースワーカー並びに私を含めてケース会議を開催いたします。その中で検討し、結果を出し、所長の決済をいただくわけですが、その後、そういう状況といたしますか、そういう情報が入れば、担当のケースワーカーが現場に出向き、状況をとらえて、またケース会議にかけるといようなことで対応をしているというふうに理解をしております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 流れはわかるんですが、その申請が出て、調査して、厳しく審査して、世帯分離も指示するんですね。そして、決定するまではよろしいんです。

私が先ほど申し上げましたのは、その決定の後のチェックがなかなか手が届かないというのが実情だと思います。それを早急に是正するようにというふうには私も求めませんが、先ほど言いました近所の人たちが見て、おかしくないような生活をするべきだという行政からのお願いと言ったら、またおかしいんですけども、指導をぜひとも、ケースワーカーの方が回るときに、必ずそれをペラでも構いません。生活保護というのは、みんなで助け合っているシステムですから、あなた方がそれで生活できるようになっている、その背景に多くの方々の税が使われているということを知っていただけるような周知方法、これを検討していただきたいと思いますが、その可能性はありますか。

○議長（生野 征平君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（衛藤 哲雄君） 福祉対策課長です。お答えをいたします。

今年度からになりますが、保護の申請があり決定した時点で、地区担当の民生委員さんに、こういう方が開始になりましたということでお知らせをするようにいたしました。ということは、必要に応じて、民生委員さんの通常の業務がそうですが、その中で保護受給者の方につきましても見守りをいただくというか、そういうふうな方向に少しでもなっていけばということで、一部にしかまだならないと思いますが、そういうふうな方向で、ことしに入ってからですが、そういう方向で対応しているところではございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 次に、18番、利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） 84ページの3款1項1目19節の社会福祉協議会の補助金ですが、これ4,565万3,000円。これの3カ所分、3町分と思うんですが、内訳と、職員さんの給料が主と思うんですけども、その内容をお聞きしたいと思います。

○議長（生野 征平君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（衛藤 哲雄君） 福祉対策課長です。お答えをいたします。

社会福祉協議会の補助金の件でございますが、この補助金につきましては、社会福祉事業の健全な運営を図るために運営補助金として助成するものでございます。

内訳といいますか、算定の基礎になりますが、社会福祉協議会の法人部門の職員15名おりますが、その15名分の人件費を基礎としてこの金額を算出をしております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） 議長、この分についていいんですが、もう一個もあったんですが、続けていいですかね。2つ出しているんですが、同じ3款を。

○議長（生野 征平君） 同じ3款ですか。どうぞ。

○議員（18番 利光 直人君） それから、96ページの3款2項1目の扶助費の件ですが、この5億4,282万5,000円の分で、この場合が5つあるんですが、子ども手当の給付金については、先ほど課長から、この2億8,681万円のこの子ども手当の内訳、これについては児童の内訳をもらったんですけども、上の4つについて、金額は後ほどいいんですけども、事業内容の説明をちょっとお願いしたいと思います。

○議長（生野 征平君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田 淑子君） 子育て支援課長です。お答えいたします。

扶助費の児童手当被用者分につきましては、3歳未満の厚生年金の加入者に係る分でございますが、7,173人に対しまして1万円ということで7,173万円、それから、その下の児童手当の被用者分につきましては、3歳未満時の国民年金の加入者につきまして1,863人の1万

円で、1,863万円、被用者小学校就学前特例給付といたしましては、3歳以上の厚生年金の加入者に該当する第1子、第2子につきましては5,000円、第3子以降につきましては1万円の特例がございまして、その分で1億2,533万5,000円、それから、その下の非被用者小学校就学前特例給付につきましては、3歳以上で、国民年金の加入者につきましては、第1子、第2子は5,000円、第3子以降1万円ということで、4,032万円という内訳となっております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） これは、課長、この表の一番下の分が2億8,000何ぼのこの子ども手当のこの分ですか、一番下の表が。総額ですね、これは。

○議長（生野 征平君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田 淑子君） 済みません。お答えします。

一番下の子ども手当給付費の分が、2億8,681万円の分が児童手当被用者分、それから、児童手当被用者分、それから、被用者小学校就学前特例給付、非被用者小学校就学前特例給付、それから、中学生分でございます。

○議員（18番 利光 直人君） わかりました。ありがとうございました。

○議長（生野 征平君） 次に、13番、渕野けさ子さん。

○議員（13番 渕野けさ子君） 本当に国のシステムがややこしくて、現場も大変ですね。私は、98ページの3、2、2、5の114万8,000円、全戸訪問の乳児家庭全戸訪問事業です。今回初めての4カ月までの赤ちゃんの訪問なんですけども、大変一番不安定なときに、お母さん方は安心だと思いますが、何人ぐらいの予定をされているのか。そして、だれが回るのかをちょっとお聞きしたいと思います。

それと、もう一つは100ページの3、3、1、2の委託料2,154万4,000円、生活保護のシステム導入費なんですけども、どこへ委託して、その内容を聞いたかったんですが、先ほど溝口議員がいろいろその生活保護費のことについて、監視システムを強化という部分もあったんですけども、生活保護の中で一番多いのがやっぱり医療扶助費で、3億6,300万円とあるんですが、そういった部分の全体的なそのシステム導入のための業務なんでしょうか、2つお聞きします。

○議長（生野 征平君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田 淑子君） 子育て支援課長です。お答えいたします。

乳児家庭全戸訪問事業につきましては、23年度からの新規事業でございまして、由布市内に住所を有する生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を対象に実施いたします。年間約

300人ちょっとの出生がありますので、市の保健師並びに助産師の資格を持った方を5名雇用いたしまして、訪問をするようにしております。

ちなみに、今年度はほぼもう100%近く訪問が達成いたしているというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（衛藤 哲雄君） 福祉対策課長です。システムの見直しの件につきまして、お答えをいたします。

まず、見直しをすることによりまして、改修ですが、個人情報保護の観点から、個人情報の漏えいや不正使用の防止、開示請求があった際の速やかな開示が可能となります。

また、検索一括処理において、データベースの側面から大幅にスピードアップし、システム運用負担の軽減にもつながります。

また、システムにおいて管理しているデータを活用し分析する機能が追加され、生活保護の動向調査や突発的な統計調査等に対応できるようになります。

わかりやすい一つの事例としては、現在、受給者個々のケース台帳につきましては、訪問指導後、帰庁して、手書きで処理をしておりますが、新しいシステム導入により、パソコン入力により事務の省力化が図れるなどという利点がございます。

以上が主な内容ですが、現システムでは対応できない記録の入力等により職員にかかる負担の軽減につながると考えております。

それから、業者につきましては、生活保護システムを取り扱う数社の業者から選定したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 渚野けさ子さん。

○議員（13番 渚野けさ子君） ありがとうございます。乳児家庭全戸訪問事業は国、県支出金とあるんですけども、これは国だけですかね。財源内訳なんですけども、国、県支出金で57万4,000円あるんですけども、国、県がこれの半分ずつという感覚でしょうか、で、とっていいんでしょうか。

○議長（生野 征平君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田 淑子君） お答えいたします。

国の補助で実施しております。国庫補助ということでございます。

○議長（生野 征平君） 渚野けさ子さん。

○議員（13番 渚野けさ子君） 国だけの補助ということで、いいですね。できれば県もしてい

ただきたいんですけど。

それと、先ほど、福祉対策課長の中であつたんですけども、これは全県下の市町村もそういうふうになされてる、今年度からしているんですかね。してるんでしたら、同じような会社に委託しているということでしょうか。

○議長（生野 征平君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（衛藤 哲雄君） お答えをいたします。

この件につきましては、県下の全市町村一斉にということではございません。それぞれシステムによってシステムの導入業者が違いますので、今回につきましては、由布市独自で行うものでございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 次に、4款衛生費について。まず、13番、浏野けさ子さん。

○議員（13番 浏野けさ子君） 114ページの4、1、4に、また子宮頸がんのことなんですけども、前年度の実績は5,273万9,000円だと思うんですが、それにまた200万円減額してたんですけども、この金額で足りるのかどうか、お聞きしたいんですけども。

○議長（生野 征平君） 健康増進課。

○健康増進課長（衛藤 義夫君） 健康増進課長です。13番、浏野議員の御質問にお答えいたします。

対象者の減少が大きな理由でございます。ヒブ・小児肺炎球菌ワクチンの接種対象者は、ゼロ歳から4歳、子宮頸がんの対象者につきましては中1から高1までとなっております。22年度、23年度に1回接種した対象者につきましては、平成23年度12月時点で、全体の66%に達しております。

24年度に出生する乳児や中学1年生になる対象者を加算しても、全体的に今年度実績より減少するために少なく見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 浏野けさ子さん。

○議員（13番 浏野けさ子君） ありがとうございました。

あと一つは、120ページの4、1、6、5、13、101万6,000円なんですけども、委託料で自動車騒音常時監視業務とあるんですけども、どこでしょうか、具体的に教えてください。

○議長（生野 征平君） 環境課長。

○環境課長（生野 重雄君） 環境課長です。本事業は騒音規制法の一部改正に伴い、自動車騒音の常時監視業務が県知事より市長に移管されたことによるものです。法定受託事務でございます。

常時監視業務の内容につきましては、幹線道路の道路幅から50メートル以内にあるすべての住居についての環境基準を満たしているかどうかを、現地調査の数値をもとに専用システムによりシミュレーションいたします。

委託先についてですが、今年度まで県のほうで18年度から24年度について7カ年計画を立てて本年度まで県で実施しております。来年は7カ年計画の最後の年になるんですが、委託先については、県と同様専門業者への委託を考えております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 渕野けさ子さん。

○議員（13番 渕野けさ子君） 幹線道路から50メートル以内の家ということなんですけども、もし、この監視業務で異常騒音の、標準以上とか異常があった場合は、どういうふうに対応されるのでしょうか。

○議長（生野 征平君） 環境課長。

○環境課長（生野 重雄君） お答えいたします。

環境基準を満たしていない場合、原因、必要に応じてケース・バイ・ケースとは思いますが、例えば、公安委員会への速度制限のお願い、また、道路管理者への路面の補修のお願い、または、その緩衝帯の設置、そのようなものを設けていただくようなことを要望していくことになるかと思えます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 渕野けさ子さん。

○議員（13番 渕野けさ子君） 済みません、それでは、もし、その道路事情が悪いとあれば、やはり市が責任を持ってその道路の改修をしなければならないということに、全額が市の予算でしなければならないということになるんですかね。

○議長（生野 征平君） 環境課長。

○環境課長（生野 重雄君） お答えします。

とりあえず県の来年度までの幹線道路につきましては、すべて県道でございます。それが来年以降、25年度以降、市道になった場合、そのような場合が出れば市のほうで道路のそういう措置をとる必要が、環境課的には必要になってこようかと思っております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 次に、6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 今の同じことなんですけど、通告では同じ内容を聞いていたんですが、重ねて、県から市に法定受託事務として移管されたということなんですけど、財源は、これ一般財源ですよ。で、これ交付税措置される対象なのかどうかということと、それから、県がも

う既に7カ年計画を立ててやっていた最後の年に法定受託事務が市に移管されたから、市がやらなきゃいけないということなんだろうが、だから、業者も今までやってたところを使うしかないということなんだろうが、その後、例えばそれ以降、もう市の業務として、市がそうやって計画を立ててずっとこの監視業務をやり続けなきゃいけないのかどうかということと、それから、その50メートル以内の住宅を対象にというのは、具体的には何軒ぐらいを、どうやってこれ調べているんでしょうか。

それから、もう1件同じ4款の中で、その上の廃油回収事業の委託料が5万1,000円ついてます。この回収業務はどこに委託をして、どういう手法で回収をされる予定なのか、教えてください。

○議長（生野 征平君） 環境課長。

○環境課長（生野 重雄君） お答えいたします。

まず財源についてですが、交付税措置をするということを県のほうから聞いています。

続きまして、7カ年計画は切れた後、どうするかということでございますが、もうその後は市のほうで何カ年計画かは別にして、予算内においてできる計画を立てて市で実施して、法定受託事務ですから市ですていくことになります。途中でやめることはできないと思っております。

（「何軒ぐらい、どうやって」と呼ぶ者あり）

法的には、50メートル以内すべての家が満たしているかということで、当然現地調査では、そのような数値は測れませんので、ある一定のところを図った数値をもとに、専用システムによりシミュレーションしてオーケーとか出すようになっています。ちなみに、これはすべて環境省に報告義務がございます。

続きまして、廃油回収事業です。具体的な方法ということでございますので、まず、希望、御協力いただける自治区を募集いたします。そして、その自治区単位といたします。その後、各家庭より自治区の公民館に廃油を持ち寄っていただきまして、市より月単位で回収に伺い、各庁舎に集積します。その後の庁舎間の集積、運搬、精製——BDF化ですね。それについては委託業務とします。で、個人による各庁舎への持ち込みについてもお受けする予定です。

後、委託先についてでございますが、先ほどの集積、運搬、精製、BDF化ができる実施可能者に委託する予定です。

以上です。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 後、重ねて、その自動車騒音のほう、要するにサンプリング調査をして、そのサンプルデータからシミュレーションすることなんですね。これ、その委託料の101万6,000円という根拠は、県が今まで6カ年委託していた金額なんだろうかと

ということと、それから、廃油回収業務、積極的に取り組んでいただいて感謝したいんですが、それだけの回収業務、結構毎月やるのを5万1,000円程度で足りるんだろうかということ、ちょっと心配になるんですが、この額の根拠を教えてください。

○議長（生野 征平君） 環境課長。

○環境課長（生野 重雄君） まず自動車騒音業務の金額についてですが、当然去年まで県がしていたんで、その数字をもとに出しています。

次の廃油回収事業5万1,000円で足りるかということなんですが、とりあえずことは実証実験ということで、1年間を通してというより、ある期間を区切って実際にそういう協力していただける自治体があるかどうか。それによっては来年度以降拡大していきなり、縮小していきなりと思うんですけど、予算をつくる以上、根拠となる数字が要りますので、とりあえず精製業者のほうから見積もりをとって、この金額ならある一定の期間来ていただけるということは了解済みでございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 次に、6款農林水産業費について。まず、13番、瀏野けさ子さん。

○議員（13番 瀏野けさ子君） 134ページの6、1、3、11、19、負補交282万円、この農工商観連携地産地消推進事業費、ちょっと具体的にお聞かせください。

それと、もう一点、140ページに農山漁村活性化プロジェクト1,160万円を通告で出してたんですけども、これはもうわかりましたので取り下げます。なので、今言ったところだけを教えてください。

○議長（生野 征平君） 農政課長。

○農政課長（工藤 敏文君） 農政課長です、お答え申し上げます。

内訳を申し上げます。事業推進員さんがお2人おります。その賃金、4月、5月分で、112万円。これは国庫補助金が入るまでの立て替え分でございます。

それと、同様の推進員さんの賞与84万円、お2人分でございます。

それから、特産品開発に係る原材料費、梨、大豆、米、その他農産物の費用として61万円、それと、各種イベント、商談会開催時の農産物などのサンプル代として25万円、計282万円を計上させていただいております。

以上です。

○議長（生野 征平君） いいですか。次に、6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 134ページです。次のページにまたがるんですけど、135ページにまたがる一番下の農工商観連携地産地消事業のうちの財源内訳のその他財源が雑入というふうになってますけれども、雑入の112万円の中身を教えてください。



それから、142ページの区分でいうと4、鳥獣害防止特別対策事業約2,000万円ほど組んでいます。これは当初予算の事前評価表で重点施策に上げていますが、この事前評価表の20ページを読むと、今までは県補助のある鳥獣害防止事業をやったけれども、県補助の事業だと予算どおりの配分額が難しいから、もう市が独自で単独財源でやるんだというふうに書かれています。これはすごく評価できるんですが、そうすると、市が独自でやるその補助基準とか、交付方法、あるいは、それから県補助のある事業を受けるところとの整合性みたいなのは、どういうふうにつけられているのか、教えてください。

○議長（生野 征平君） 農政課長。

○農政課長（工藤 敏文君） 農政課長です。お答え申し上げます。

まず、その他財源112万円の件ですが、国の地域雇用推進事業費補助金を年4回請求をしております。ただ、4月当初に要求して、それが納入というか入金されるのが5月から6月になりますので、指導員さんの2名分の賃金、4月、5月分の112万円を市がとりあえず立てかえ払いをして、後に協議会から納入してもらうというふうにしております。

次に、鳥獣被害防止対策にお答えをいたします。

まず、金網柵等の補助なんです。県単事業の場合、県単事業は関係農家が2戸以上で、イノシシ柵については1キロ以上の原材料費に3分の2を補助することとなっております。

したがって、由布市では、山間部に点在する水田や果樹園がございますが、その対象はなかなか事業対象となりませんので、今回、個人で設置する場合についても補助を行うという制度を設けております。200メートル以上の金網柵を設置した場合、3分の2を市単独で補助するというものでございます。

交付要綱（案）は現在策定済みでありますので、後は公告ということになっております。

それから、もう一つ電気柵の件がございます。電気柵につきましては、県単事業を今活用して補助をしておりますのでございますが、例年40基ほどの要望がございます。で、県から付くのが大抵最近では15とか、16基でございます。そこで、今回40基を想定して、県から16基分については補助金をいただけるのではないかと想定して、24基分については市単独で、これも同様に3分の2を補助するという制度を、合計で505万8,000円を設けさせていただきました。

それから、もう一つ、鳥獣害防止特別対策事業でございます。これにつきましては、平成21年度以前に要望をいただいた地域ぐるみでやるぞという地区がございました。別の事業——これは中山間地域総合整備事業でございます。湯平、庄内地区でございますが、例の行政刷新会議ですか、行政刷新会議で仕分け対象となりまして、中山間地域総合整備事業では実施できなくなりました。

昨年の11月ごろ、やっと答えというか、県の見解も出まして、鳥獣害防止総合交付金か、あるいは、農山村漁村整備促進交付金等でやりなさいということになったんですが、一つの農林省の生産局がやっております鳥獣害防止総合交付金については非常に予算が厳しゅうございます。先に御要望いただいたのにできない状況というのが生まれます。

それから、整備促進交付金についても非常に使い勝手が悪くて、地元の方に御迷惑をかけていく状況が生まれます。

それで、市単独として国の生産局の補助事業と同様に、原材料費を補助するという特別対策を今回1,500万円計上させていただいております。

以上です。御理解をお願いいたします。

○議員（6番 小林華弥子君） よくわかりました。

○議長（生野 征平君） ここで暫時休憩します。再開は15時45分とします。

午後3時31分休憩

.....

午後3時43分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

次に、7款商工費について。まず、13番、瀏野けさ子さん。

○議員（13番 瀏野けさ子君） たびたび済みません、すぐ終わりますので。

148ページの一番下です。滞在型・循環型保養何たら何たら補助金が1,473万9,000円とありますが、皆様の机の上にも滞在型・循環型保養温泉のトライアングルのプロジェクトが出ていると思います。

図式で書いていただいているんですが、これはステップ1からステップ3までありますが、3カ年間、1,400万円を投じて、これをステップ1からステップ2、それからステップ3に上がるというふうに解釈していいですか。

○議長（生野 征平君） 商工観光課長。

○商工観光課長（松本 文男君） 商工観光課長です。

今、お手元にお配りしています資料につきましては、商工観光課の考え方として、滞在型観光を推進するための取り組みとして出しております。

最初に事業策定の背景と目的ということで書かせてもらっています。まず、滞在型ということで湯布院地域で取り組んでおりました。民間と行政とが一体となり、一貫した基本理念をもとに、個性的で独自のまちづくりを長年進めた結果が、年間380万人もの観光交流者が訪れるようになりました。

17年に合併をいたしまして、湯布院地域に、庄内地域、それから挾間地域が加わりまして、

湯布院地域を中心とした循環型を目的として、湯布院の観光地づくりを進めていきたいということとで思っております。

そういう中で、リーマンショックと、それと経済が低迷した、それから、去年の東日本大震災によりさらに低迷しているという状況で、観光経済の低迷は市内経済に大きな影響を及ぼしているところであるということで、昨年から前倒しで事業を行っております。

こういうことで、新たに滞在型保養温泉地の取り組みを進化・再生して現実的にするために、湯布院地域を訪れる観光交流者を連泊滞在をしていただき、由布院、それから湯平、塚原の3地域にそれぞれ滞在・宿泊させて、さらには、湯布院地域から庄内、挾間の観光地へ循環するようなシステムをつくりたいということで、つくって、滞在時間を延長して、新保養温泉地のあり方を定着させることを目的にしております。

市内地域経済の循環とあわせて、地域型観光の方向を見出して、持続可能な観光行政につなげてまいりたいということで目的としております。

その中に、3つの事業を本年度は行います。滞在型・循環型の促進事業、それから、観光PR事業の展開、それから、滞在型循環ビジョンの推進事業ということで実施をしていきます。

事業の期間ですけど、商工観光課では3年間を考えておりますけど、その中に書いておりますメイン事業、滞在型・循環型事業がメインとなりますけど、それが単年度で終了しても、観光PRや観光ビジョンの推進には取り組んでまいりたいということで思っております。

2ページ目のほうに今年度の、24年度の事業として、滞在型・循環型の宿泊の促進ということで、これが事業費が1,439万円を事業費としております。これは、3温泉地を訪れるお客様に対して、新しいイベントや創意工夫を凝らした滞在を促進させる、それから、2泊以上の宿泊をお客様にお願いをして、そこで、ことし前倒しでおもてなし券等を発行しながら滞在型を求めていますけど、そのおもてなし商品券を贈呈するキャンペーンを行います。

さらに、それぞれの温泉地を巡って2カ所以上を連泊していただければ、さらに交通費等の利用券の贈呈等も考えております。

あわせまして、滞在型とあわせまして、市内の商工農業関係者の経済流通も活性化をさしていきたいということで考えています。

それから、PR事業としては、感謝フェア坐来大分ということで東京にありますけど、この事業費につきましては404万2,000円の事業費を組んでおりますけど、このうち県が2分の1の助成をいただいて事業をいたします。これにつきましては、市内の農産物を東京の坐来に提供いたしまして、そちらで観光キャンペーンをやりたいということで考えています。

それから、滞在型観光ビジョン推進事業につきましては、98万円の事業費を組んでおりますけど、これは100%県の補助をいただいて、今後のあり方というか、インバウンドというか、

外国人対策も含めたところで検討していきたいと考えております。

それが、3ページのほうで図式で示していますように、宿泊循環と、それから地域循環をやりながら事業をしていくということでやっていきたいということを考えています。

後は、今言った事業のフローチャートをつけております。5ページのほうにステップ1と書いてますが、予算につきましては、ステップ1の事業費として組んでおります。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 渕野けさ子さん。

○議員（13番 渕野けさ子君） ありがとうございます。

3ページの表なんですけど、庄内地区と挾間地域も書いていただいているんですけども、本当にここまで形だけ書いているんじゃないかなと、申しわけなさ程度に書いてるのかなというふうに私は思ったんですけども、本当にその3年間で、この3町がそれよりも集中的に湯布院町を、いろんな部分でクアオルトとかもあると思いますから、したほうがいいんじゃないかと思うんですけど、これちょっと私、本当に3町に巡るのかなというふうに思っております。

それをちょっと聞きたいのと、2泊以上する滞在者に対して市内共通おもてなし商品券を発行すると言われましたけども、12月議会で、何か2月からは大変観光客が少ないから、JRの事業に乗って、何か300万円あのかき補正予算がついたと思うんですけども、それも、新年度も何かずっと続けていくというような説明をいただいたんですけども、それとこれとどういうふうに違うのか、同じなのか、ちょっとわからない。名前だけが変わって、やってることは何か同じことなんかなと。そして、お金はまた別角度で出すのかなというような、よくわからないんですけども、本当にこの3町にまたがる、由布市全体にこれが循環できるとお思いでしょうか。それと、今、商品券のこともちょっと聞きたいと思います。

○議長（生野 征平君） 商工観光課長。

○商工観光課長（松本 文男君） 商工観光課長です。

一応3町を巡る循環というのはできるということでやっていきたいと思っております。今、観光施設等の整備をそれぞれ行いながら、そこに来訪客を招こうとしておりますので、そういうこととあわせまして、交通体系等のことも今後そのビジョンの中で考えていながらやっていきたいということで、そういう循環をしないと、なかなか滞在型も生まれてきませんので、そういうやり方でやっていきたいということで思っております。

それから、今行っております事業、JRとタイアップした事業でございますけど、3,000名に交付するというので、今現在3,200ぐらいの効果があらわれております。

先着3,000名ですので、それをちょっとオーバーしておりますけど、そういうことで、まだまだふえる可能性があります。

それとあわせまして、由布院駅のほうでゆふいん駅バザールを行っています。これは挟間、庄内、それから湯布院からそれぞれ地産地消のほうで音頭をとっていただきまして、業者等に出ていただいております。その売り上げが、今現在では100万円程度の売り上げをとっております。で、1日平均しますと、7万円程度売り上げているということで、それは週末の3日間でやっておりますけど、そういうふうな効果が生まれているということで、前倒しということで、今後のそういう経済の活性化につなげていきたいということで思っています。

○議長（生野 征平君） 渕野けさ子さん。

○議員（13番 渕野けさ子君） それはそれでやっていくということで受けとめていいんですね。

後は、ちょっとかなり時間も要と思いますので、委員会のほうでしっかり精査していただきたいと思っておりますので、私の質問は終わります。

○議長（生野 征平君） 次に、6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 今のも関連しますが、予算書からいくと148ページです。3点につき質問します。

まず1点目は、その観光振興整備事業費の中の13節委託料、地域観光情報発信業務委託料が513万6,000円組まれています。これ、昨年度の当初予算は1,500万円ぐらい組まれていたんですけど、大幅な減額になっています。事業内容を大きく減らすのかどうかということ。

それから、次のページの150ページの地域イメージ向上対策事業費として、これも委託料で、市内観光情報案内業務というのが163万2,000円組まれています。何かちょっと見た目だと、観光情報を発信する業務ということで、同じような業務がそれぞれ出ているんですけど、これはどう違うのかを教えてください。

それと、その上、148ページの上の観光交流促進事業費の中の19節負担金、50万円。これ何かというと、概要書にも、それから事前事業評価書にも出ていますが、事務事業事前評価表の36ページ、由布院温泉と武雄温泉と杖立温泉の、いわゆる三湯物語イベントの事業費です。これ、去年のときにも、私さんごん文句を言ったんですが、平成19年からやっている事業で、当初は3つの温泉地が連携して、温泉地の魅力アップだとか、交流を深めようということで始めたのはよかったんですけど、もう当初の目的は十分達成されているし、実質もうこれ以上その三湯がキャンペーンを一緒にやる必要もないんじゃないかというふうに指摘をしました。

そしたら、今回の事前評価表にもそういうことが書いてあるんです、一番下の評価結果の根拠、理由。地域間の連携による交流人口の増加が期待されるが、事業のあり方を含め検討が必要だとか、それから、広域連携なのか、観光を主としたのか、検討の余地が十分あるとか、いろいろ言われています。もうこれは19年度からやっている事業で、私も既に去年のときに指摘をしたら、

そのときにも観光課長が来年度に向けて見直しを含めて検討したいと言われてたのに、また、こ  
としも予算を組んでるというのがどういうことなのかと。事業の必要性は、当初の目的は終わっ  
たんじゃないかと思うので、私は、この予算は不要だと思うんですが、そこら辺の見解を聞かせ  
ていただきたい。

それから、3点目、今、渕野議員が言われたのと同じ事業で、滞在型・循環型のやつなんです  
が、これについても、12月議会のときに散々、いろいろ言いました。

まず、12月議会に、24年度の分の前倒し事業としてやると言われて、その閑散期、オフ  
シーズンのときにお客さんをお呼びできて、その商品券を配ったり、いろいろしたと。それを今年  
度また続けてやっているということが、前倒しした成果をどういうふうに評価して検討したのか  
ということを、まず、その点、お聞かせください。

○議長（生野 征平君） 商工観光課長。

○商工観光課長（松本 文男君） 商工観光課長です。質問にお答えをいたします。

観光整備事業の中の委託料でございますけど、平成23年度は、ふるさと雇用特別基金事業と  
して、県から交付金を受けて事業を行ってございましたが、その事業が平成23年度で終了いたし  
まして、平成24年度は、ふるさと雇用の事業の趣旨を継承して新事業として実施をするように  
しています。

それで、塚原、湯平、由布院の観光協会が雇用者を継続して雇用して、地域の情報発信業務と  
滞在型・循環型保養温泉地の促進業務をあわせて行わせる委託予算としております。

で、大幅な減額につきましては、平成23年度は人件費と需要費等を含めたところの予算であ  
ったものが、今回は人件費のみの予算計上としておりますので、減額となっております。

それとあわせて、地域イメージ向上事業の中の市内観光情報案内業務委託料というのを  
163万2,000円計上しておりますけど、これとの関係の質問でございますけど、市内観光  
情報の案内業務委託料につきましては、市単独で観光案内等をする施設、案内所がございません。  
そういうことで、由布院駅にあります由布院温泉観光協会が行っております案内所に事業委託と  
して委託料を出して、由布市全体の観光案内をしてもらってる予算でございます。

それから、観光交流事業の負担金50万円、先ほど言いました九州三湯物語でございますけど、  
趣旨等は議員がおっしゃったとおりの事業でございます。

この事業を19年度から実施をしておりますけど、5年を経過をいたしまして、昨年もそうい  
うふうな言い方をいたしましたけども、由布市内の協議というのは随時行っておりますけど、相  
手方2市がありますので、そことの調整がまだできておりませんので、本年度、そういう2市と  
の調整をやりながら、今後どうするかということを考えていきたいということで思っております。

それから、滞在型・循環型保養温泉地促進事業補助金でございますけど、要するに、今年度前

倒しということで事業を実施いたしました。その中間報告、先ほど渕野議員からも質問がありましたように、おもてなし券を交付して、3,000人を対象にしておりましたが、それが現在320名程度の切符等の配布が、予約が入っております。

由布院駅のバザールも、先ほど言いましたように、106万円程度ありまして、9業者で、今、15日間開催しておりますけど、それだけの売り上げがっております。

指摘をしたというのが、やり方が間違っているじゃないかという指摘だったと思うんですけど、このことについては、事業が観光振興を考えながら、経済効果も考えた事業として実施をしていますので、経済が低迷しているという現状を乗り切るために、商工観光事業者がこの事業をすることによって、低迷した経済を打破できる経済力、体力を身につけていただければいいということ判断して、事業実施をするようにいたしました。

また、この機会を利用して、商工観光業者の自助努力をやりながら、独自の振興策の取り組みができるんじゃないかということで、事業推進をしております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 人件費の分は、人件費のみにしたということはよくわかりました。

残り2点、三湯物語、2市との協議があるからと言ってるんですけど、それを言ったら、いつまでもやめられないんですよ。既に武雄と杖立のほうに、事前に由布市はもうこの事業を終了したいんだがということは言ったのかどうか。事前にですね。言って、いや、ちょっと待ってくれと言われていたのかどうかということを確認したい。

それから、その商品券を配るやつです。私はやり方が絶対違うと思ってるんです。それはどういうことかと言いますと、こういう滞在型・循環型の温泉地を目指すという取り組みは絶対間違っていないんです。何のやり方が間違ってるかというと、乱暴に言わせてもらうと、客に金を配るなどということなんです。それは由布院の観光のやり方じゃないんです。駅のバザールで、そういうPRをしたり、イベントをするのは、これはすごく重要だし、これが売り上げを上げていることはものすごく評価します。

だけど、金を客に配っちゃだめなんです。なぜかという、お金を配られて来るお客さんは、お金が配られている間しか来ないんですよ。由布院温泉観光協会の考え方は、そういうことを絶対してこなかった。今まで一貫した基本理念をもとに個性的で、独自なまちづくりをしてきたと観光理念の中にありますけれども、由布院の観光のやり方は、客にお金を配って客引きをしたり、値下げをしたり、そういうことでお客を引くのではなくて、サービスの充実を図るとか、施設の充実を図るとか、お客さんは自分のお金で来てもらう。お客さんに直接お金を配って客寄せしたって、そのお客さんはお金を配らなくなったら来ないんですよ。持続可能な観光型にならない。

基本的にそこが絶対間違ってると思うんです。

同じお金を使うのであれば、サービスを提供する側のその施設だとか、商店だとかに、質の高いサービスを提供するための補助を出すとか、あるいは、その広告費、PR費を補助するとか、そういうところで補助するのが、由布院の観光のやり方ですよ。その基本的な考え方から、客に金を配るというやり方は、絶対違うと思うんですが、そこら辺、どう考えているんでしょうか。

○議長（生野 征平君） 商工観光課長。

○商工観光課長（松本 文男君） 商工観光課長です。九州三湯の、相手方の2市に対しましては、現在のところ、まだ、正式な話はしておりません。由布院の中では、もう必要が——必要がないっていうか、今後、交流はするけど、予算的をかけてってというような話をしていますので、これは、次年度になりますと、早急に投げかけをしたいということで、思っております。

それから、今、おもてなし券の配るのがっていう話なんですけど、これにつきましては、経済対策をにらんだところで、それを行うことによって、それを市外に持って出るわけじゃないんで、市内で使っていただける、それで、市内が潤うっていうことで、商工観光課としては、観光だけでなく、商業のほうも見ておりますので、そういうことで、経済計画が、経済効果が生まれればいいなっていうことで、事業に踏み切っております。

それとあわせまして、事業を実施するのに当たりまして、平成23年度の補正予算を含めたところで、それぞれ、観光協会と協議をしておりますので、そういう状況は、協会もわかっております。協会も、みずから、おもてなしをする事業等を組みたいということを言っていますので、そこで、経済の力がつけば、1年で打ち切ったり、そういうこともできるんじゃないかと思っておりますけど、滞在型を推進するのに必要だっていう判断で実施をいたしました。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 委員会とですね、後、私も今後、ずっと続けて議論していきたいと思いますが、基本的にね、お客さんに直接お金を配るやり方で、お客が来ると思ってんの、大間違いですから、そういうお客さんを、引き寄せようという考え方は、改めていただきたい。

それから、市内にね、経済効果をもたらすのは、十分賛成なんです。だから、お客に渡すのではなくて、市内のその商工関係者に、どういう補助ができるかというところを、ぜひ研究していただきたいということ、答弁、水かけ論になりますので結構ですけども、ぜひ、そのことを、今後、考えていただきたいということを申し上げたいと思います。

○議長（生野 征平君） 次に、1番、鷲野弘一君。

○議員（1番 鷲野 弘一君） 今と一緒にございますが、坐来と滞在型について、また一つ、お尋ねします。



この坐来の考え方は、ことしやってます、博多駅アンテナショップと同じだと思うんですけども、博多駅アンテナショップに対して、観光課として注視してきたのかということ、ちょっと、お尋ねしたいと思います。その結果で、また、同じことをまた東京でやるのか、どういう考えなのか、そこをお聞かせください。

それと、今の小林議員も言われましたけれども、ＪＲとの連帯のおもてなし券ですね、これも、今回、また１，０００万円、２，４００万円の予算組んで、今、やるようにしてますけれど、現在、それが、宿泊客に対して、どのぐらいの増大してるのか、それをちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○議長（生野 征平君） 商工観光課長。

○商工観光課長（松本 文男君） 商工観光課長です。お答えをいたします。

昨年行いました、博多のシティのアンテナショップでございますけど、その事業につきまして、評価的に、一般質問でお答えをしておりますけど、事業対価にしますと、事業は、赤字的な事業でございます、その分については、請け負いしてるところが全部出すっていうことになってます。ある程度の成果はですね、観光ＰＲができたっていうことで、あそこでチラシの配布とか、そういうことを行いましたし、神楽祭りとかのイベントを周知をするということで、あの場を使わせていただきました。それとは、博多駅とは、今回、坐来につきましては、同じ観光宣伝を行いますけど、そことは違う形でやりたいってことで、思っております。

坐来につきましては、大分県がやっております。大分県の各市町村、１回は、それぞれ行っているところもありまして、由布市もやっていただきたって依頼もありました。そういうことも検討しながら、実際にできるかどうかを検討いたしまして、この事業の中で、あわせてやればできるって判断をいたしました。農商工の連携を図りながら、事業を実施していきたいということで考えております。

それと、ことしやっていますＪＲですね、それに対しますお客の伸びっていうのが、正式には、まだ、統計的に出ておりませんが、かなり伸びている状況でございます。昨年の暮れですね、それから、大体、２月、３月っていうのは閑散期なんですけど、かなり多くの人を訪れてるような感じがしております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 鷲野弘一君。

○議員（１番 鷲野 弘一君） お客さんが、今、多いいち言われましたけど、これどっからどういう目的で来てんのか、その辺も調べてもらわなきゃ悪いですけども。実際に私が欲しいのは、今雑誌なんか見ても、観光雑誌見ますと、全部、鹿児島のことばかり、記事載ってるんです、鹿児島の温泉記事ばかりが。そうしたとき、やっぱりこれ、新幹線効果しかなくて、新幹線が

こういうふうに通じたがために、やっぱり、由布院にも、やっぱ、お客さんが少なくなってるちゅう、一つのことやと思います。これは、前に、鹿児島・熊本間に新幹線が開通したときに、やっぱり同じような現象が起こってお客さんが減ったという、やっぱ、実例があります。そのために、この1,000円が、本当に、その効果があるのかどうか、私が欲しいのは、宿泊客が、やっぱり、地元にお金を落としてくれるほうが、効果あると思いますんで、もう少し、ここは、何か、担当課にもお願いします。所管にもお願いしますんで、これは、また、研究してもらいたいと思います。

それと、やっぱり、あのアンテナショップの件ですが、やはり、行って、私は、もう本当、これ、情けなかったです、はっきり言うて。何を売りよるんかつつうて、売るもんがないんです。何を、じゃあ、今、言われたけれども、何の、じゃあ、資料を置いてるんかって、資料を見ても、これはもう、行かんほうがよかったちゅうぐらい、本当、気持ちになりました。こういう、あのぐらいの感覚で、課長がそういうふうに言って、それを東京でするぐらいの感覚であるのなら、本当これは、せんほうがいいんですよ、はっきり言うて。だから、もう少し、やはり、煮詰めた感覚で事業をしてほしいと。お金を、ただ、どぶに捨てるんじゃないですよ、はっきり言うて。ひとつ、これだけお願いしときます。

○議長（生野 征平君） 商工観光課長。

○商工観光課長（松本 文男君） 今、やってる事業につきましては、それぞれアンケートをとるようにしておりますんで、アンケートの集計をまとめまして、効果がどうあらわれているかっていうのがわかるかと思います。

それと、由布院駅で乗降者を調べましたところ、かなりふえております。昨年度より、かなりっていうのが、100.1%、1%から2%の間ぐらいで、お客さんがふえてるっていうような状況があります。

それと、福岡のアンテナショップのことで、ああいうふうには、今回はやりたくありませんし、地産地消と協議をしながら、本当に、地産地消がそこで根づくようなことも取り組んでいきたいと思っておりますんで、よろしくお願いいたします。

○議長（生野 征平君） 鷲野弘一君。

○議員（1番 鷲野 弘一君） じゃあ、宿泊客の増加に、ひとつ、向けた努力を、ひとつ、検討を、ひとつよろしくお願いします。

それと、この図は、大変いいと思います。この中に、交通等利用券を発行するとかいうこともありますんで、ぜひ、庄内、挾間の、自然がある観光にも、やはり今から目を向けて、少しでも、こっちにお金を出してくること、ひとつよろしくお願いします。

○議長（生野 征平君） 答弁、いいですか。

○議員（１番 鷲野 弘一君） はい。

○議長（生野 征平君） はい。

次に、８款土木費について。

まず、６番、小林華弥子さん。

○議員（６番 小林華弥子君） 済みません、私の質問、これで終わりですので、８款、３点お伺いします。

１５２ページ、土木費、土木総務費の中の新規事業で、委託料で、１５２ページの一番上から２行目、現場技術業務の委託料５４０万円とかいうのが、新しく上がってます。現場技術業務を委託するって、これ、どういうことなのか、だれに、どんなことを、どう委託する事業なのか、ちょっと説明をお願いします。

それから、その次の——ああ、２番目はいいです。朝、予算説明書の修正が入りましたんで、それ、結構です。

１６４ページ、住宅費、住宅管理費の中の、１６４ページの上から３行目の公営住宅長寿命化計画策定業務とかいうのが、６８７万円、上がっています。公営住宅の長寿命化計画っていうのは何なのか、教えてください。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） お答えをいたします。

まず、１５２ページの現場技術業務委託でございますが、これにつきましては、まあ、２４年度でも、緊急経済対策と雇用創出事業ということで位置づけられておりますが、建設課といたしましては、事業量に比して、職員数が少ない面もございまして、大変、超過勤務が多く、職員に負担をかけているところでございます。来年度につきましても、事業量が多く、それに、職員の負担軽減に向けて、この業務を委託するものでございます。

内容につきましては、まず、コンサルタントに委託をいたしまして、建設課において、コンサルタント職員１名を常駐していただきます。業務の内容につきましては、現場の調査業務、工事の積算に関する図面や数量等の資料の作成業務を考えております。委託方法につきましては、原則として、指名競争入札になろうかと考えております。委託先については、同コンサルタントでございます。

それから、１６４ページの住宅管理費の公営住宅長寿命化計画策定業務でございますけど、今、公営住宅につきましては、建設年代の異なる５８０戸余りの公営住宅をストックしている状況でございます。これからも安心して居住できるように、住宅の修繕、改善、建てかえなどの計画を定め、事業量を把握して、計画的な事業執行を行うための計画を策定する業務でございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） はい、事業の内容がわかりましたが、この、最初の現場技術業務、今まで建設課の職員なんかがやってたことが、非常に大変なんでコンサル委託すると。これ、ちょっと、職員の基本的な使い方というか、仕事の仕方が根本的に変わってくるんじゃないかと思うんですが。要するに、その技術職の職員を、市が独自で採用して、それを、その人を育てて、技術職の仕事をやってきたと、旧3町以来、ずっとそうなんですけど、その方向もやめて、技術職はもう外部委託するんだと。職員が、自分たちで設計業務とか当たらない方向になるんだという、基本的の方針を変えるというふうに受けとめられるんですが、そういう方向に切りかえるんでしょうか。あの、技術職——でコンサル委託を、毎年、常駐させるとはいえ、その技術職の職員を育てるという意味がなくなっていくのかなあというのを、ちょっと、今、聞いて思ったんですが、そこら辺の考え方。

あと、ごめんなさい、もう1点、2回目なので。

公営住宅の長寿命化計画、その、いろんなところにある公営住宅を、計画的に修繕・改修していく計画が必要だっていうのは、すごくよくわかるんですが、それにこんなに、680万円もかかるのかなあと、耐用年数だとか、建てかえの時期だとかっていうことを計算すればいいのかなあと、素人考えでは思うんですが、こんなにコンサル委託費がかかるのかなあというところを教えてください。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） お答えをいたします。

まず、技術職員の育成はどうかっちゅうことでございますけど、土木職員の育成につきましては、これまでと同じように育成をしていくということで、変わりはありません。ただ、事業量に比して職員が少ないことから、職員の負担を軽減する意味で、現場技術業務を行うということでございます。

それと、長寿命化の委託料の問題でございますけど、かなりの項目がございますので、私のほうで積算した結果、こういう金額になりました。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 最後です。

現場技術業務、わかりました。そうすると、委託契約期間なんですけど、単年度ごとに委託するのか、特に、こういうところに専門的に頼む設計なんかは、例えば、複数年かかって大きな、例えば学校の改築とか、大きな事業だと思うので、そうすると、複数年またがるんじゃないかと思うんですが、そういう意味では、単年度ごとに委託契約を結ぶのか、複数年、何年間かで結ぶのか、そこら辺の考えを教えてください。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） お答えをいたします。

複数年ではなくて、単年度になります。

○議長（生野 征平君） 次に、1番、鷺野弘一君。

○議員（1番 鷺野 弘一君） 済みません、156ページの一番上に、航空写真撮影業務っていうのがあるんですけど、これは、今、市役所に聞きますと、パソコンの中に、いつも航空写真は入っていると思うんですけど、これ、新たに、また撮影するのをお教えください。

それと一緒に、164ページの公営住宅購入っちゅうのがありますけど、これについて、ちょっと調べたけどわかりませんので、明細にお答えください。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） お答えをいたします。

まず、156ページの、国土交通省補助事業の航空写真撮影業務でございますが、これにつきましては、向原別府線の改良事業を継続して行っておりますが、古野地区の事業用地内において、埋蔵文化財の発掘を来年度いたします。これ、移設をするようになるんですが、発掘した状況を記録、保存する必要があるございますので、発掘後、上空から写真を撮影するものでございます。

それから、164ページの住宅管理費、公営住宅購入事業でございますが、これにつきましては、挾間町下市に雇用促進住宅はさま宿舍がございます。この用地及び建物を購入するためのものでございます。土地の面積が5,340平方メートル余り、建物につきましては2棟ございまして、1棟が5階建てで、30戸でございます。2棟合わせて60戸、延べ床面積3,280平方メートル余りのものを取得する事業でございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 鷺野弘一君。

○議員（1番 鷺野 弘一君） 航空写真、よくわかりました。

あと、公営住宅の件につきましては、所管のほうで詳しく、また、耐用年数、建ててからの築年数等説明をお願いいたします。

○議長（生野 征平君） 次に、9款消防費について。

18番、利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） 170ページの9款1項3目で、ここに負補交があります。この中に、県の防災行政無線の運営協議会の負担金の420万円ってありますが、その下に、会議負担金っちゅうのがあって、会議が3つほど入ってます、それぞれ。これ、会議じゃないと思うんですけど、金額は420万円ありますんで、中身をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（生野 征平君） 防災安全課長。

○防災安全課長（日野 忠博君） 防災安全課長です。お答えいたします。

県防災行政無線運営協議会の負担金でございますが、４２０万円についてであります。大分県防災行政無線運営協議会の負担金が７０万円と、県と市の間で行政無線が設置されております。その更新事業のための負担金が３５０万円であります。

以上であります。

○議長（生野 征平君） 利光直人君。

○議員（１８番 利光 直人君） これは、消防だけではなくて、湯布院の無線とか、一切入っていないわけですか。消防関係だけですか。

○議長（生野 征平君） 防災安全課長。

○防災安全課長（日野 忠博君） この、県の行政無線は、各市町村並びに消防本部に入っております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 利光直人君。

○議員（１８番 利光 直人君） 市町村うちゅうことは、その湯布院の防災無線は入っていないうちゅうことでしょ。入っていないんでしょ。市町村関係と、今言う、消防の分だけ。

○防災安全課長（日野 忠博君） はい。

○議員（１８番 利光 直人君） はい、わかりました。

○議長（生野 征平君） 次に、１０款教育費については、項順に行います。

まず、１項教育総務費について。

まず、１１番、溝口泰章君。

○議員（１１番 溝口 泰章君） はい。１項２目７節ですね、１７４ページになります。この学力向上事業につきましての嘱託職員の人数と、どこに配置されるのかを教えてくださいと思います。

○議長（生野 征平君） 教育総務課長。

○教育総務課長（森山 泰邦君） 教育総務課長です。お答えいたします。

学力向上事業の嘱託職員につきましては、５人の臨時講師を由布川小学校、挾間小学校、東庄内小学校、西庄内小学校、由布院小学校の５校に配置するものでございます。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（１１番 溝口 泰章君） それで、この事業によって期待するところ、学力向上ではございますけれども、どのあたりの学力の向上をどの程度、想定なさっているのか。

○議長（生野 征平君） 教育総務課長。

○教育総務課長（森山 泰邦君） 教育総務課長です。お答えいたします。

一般的に、20人程度の学級で授業を行うことが、最も効率的であるというふうに言われております。そうした中で、現在、学力向上の臨時講師の配置については、20人を上回る学級を有する学校に配置している状況でございます。この臨時講師の配置によりまして、チームティーチングや、それから習熟度別学習、授業の展開、こうした学力向上のためのさまざまな手法が取り組めるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） その具体的な効果などは、ちょっと、ここでは明らかにできませんので、担当委員会のほうで、十分にそのあたりの審査、そして御指導のほどを、指導策などを検討願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（生野 征平君） 次に、18番、利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） 溝口議員と同ページで、一番上の区分の28の繰出金ですが、午前中も、ちょっと意見がありました、監査意見つちゅうの也有りますように、この奨学金の貸し付けについては、また、滞納者の問題もありますけども、今回、2,000万円、予算を組まれていますけども、これの内訳がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（生野 征平君） 教育総務課長。

○教育総務課長（森山 泰邦君） 教育総務課長です。お答えいたします。

由布市奨学資金基金は、平成21年度の条例改正によりまして、以前の4年から、10年償還というふうになりました。この期間延長に伴い、また、あわせて、今、議員のおっしゃるように、滞納金の発生もございまして、基金の不足が発生いたします。これまでの実績をもとに、今後、大学生が、毎年10人利用することを想定いたしました場合、平成35年度には、3,786万6,000円の最大不足額が発生すると考えられます。今回、2,000万円を増資することによりまして、平成28年度までの安定した運用ができる見込みとなっております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） これは、国立高専とか短大とかない、4年制大学だけですか。

○議長（生野 征平君） 教育総務課長。

○議員（18番 利光 直人君） 奨学金は。

○教育総務課長（森山 泰邦君） 金額ですか。

○議員（18番 利光 直人君） いやいや、制度。（発言する者あり）

○教育総務課長（森山 泰邦君） 対象者は高校生、それから短大、大学、専門学校、含んでおります。

○議員（１８番 利光 直人君） はい、わかりました。

○議長（生野 征平君） 次に、２項小学校費について。

１１番、溝口泰章君。

○議員（１１番 溝口 泰章君） ちょっと待ってくださいね。済みません。

１０款２項、済みません、１８２ページになります。

先に１項で４目のはなかったですか。（「さっき言わな悪かった、１項やったけん」と呼ぶ者あり）（「言いそびれた」と呼ぶ者あり）

そうか、項でか。はい。飛ばされちゃった。

２３年に、１８０ページになります、中高一貫教育です。この２３年度では、似たような予算だったんですけれども、せんだっての一般質問でも、要請・要望いたしましたけれども、由布高校の存続等、保護者や中学生へのアピールのためには、ここで、大きな、思い切った手が必要だというふうに思っております。その策については、私自身は、一般質問で申しましたように、受験対策が大きなものだというふうに申し上げたところでございますけれども、ここで、全然、２４年度では、予算規模は変わっておりませんけれども、この２３年度と同じような方向で行くってということが、これで見えてとれるんですけども、そのとおりなんでしょうか。

○議長（生野 征平君） 中高一貫教育推進課長。

○中高一貫教育推進課長（中和田 久君） 中高一貫教育推進課長です。お答えいたします。

この賃金につきましては、中高の乗り入れ事業が円滑にできるように、市内の各中学校に英語と数学の臨時講師を配置するためと、そのものであります。通勤手当分も含めるものであります。その、中学校から高校への乗り入れ、それから、高校から中学校への乗り入れ事業も、今年度の反省を生かしながら、来年度も、同様の内容で実施される予定でありますので、その成果を見守っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（１１番 溝口 泰章君） 重ねることになりますけれども、しっかりと見守っていくということを期待されておられるようですけれども、私は、せんだって申し上げたように、そのいともがないような気がするわけですので、そのあたりの考え方を、今、すぐ、ここでは出せないと思います。委員会での審査の中で、具体的に、そのあたりのやりとりを十分になさって、教育委員会としての方向性と議員との希望とをマッチングさせるような形での審査を、委員会のほうにもよろしくお願いいたします。と思います。（「２項、小学校費の」と呼ぶ者あり）２項の中な。

（発言する者あり）２項なんかな。（発言する者あり）（「議長が」と呼ぶ者あり）

○議長（生野 征平君） 続けて、続けてやってください。

○議員（１１番 溝口 泰章君） そうか、はい。



あと、小学校費の賃金の中で、中学校費も入るんですけども、3項にもわたるんですが、2項と3項にわたるんですけど、学校図書推進事業が、双方に、小学校では1,539万円、中学校は少なくとも461万7,000円というふうに、嘱託職員によって、この賃金が計上されておりますけれども、これは、図書館の司書業務でしょうか。

○議長（生野 征平君） 教育総務課長。

○教育総務課長（森山 泰邦君） 教育総務課長です。お答えいたします。

これにつきましては、嘱託職員による小中学校図書館司書業務でございます。内訳といたしまして、3名が中学校、10名が小学校となっております。小学校のうち、阿南小学校と大津留小学校及び阿蘇野小学校と南庄内小学校については、それぞれ1名の司書が兼務をする予定といたしております。また、塚原小学校につきましては、平成23年度は、支援教諭と特別支援員兼校務員で図書の整理等を行っております。24年度も、同様の方法を考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） これは、予算と直に関連するところじゃありませんけれども、通告しておりますように、陳情が出ている部分でございますけれども、この、図書館司書を確保してほしいという陳情、ございました。これで、この予算計上で、この陳情が、実現というか、いい方向に向かっていくのかどうか、そのあたりのお考えをお聞かせください。

○議長（生野 征平君） 教育総務課長。

○教育総務課長（森山 泰邦君） お答えいたします。

人数の増員というのは、なかなか難しゅうございますが、現在の司書の形態の中で、地域ごとに、司書の連携・協力をしながら、兼務校や未配置校などにサポートできる、そうした体制づくりを進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議員（11番 溝口 泰章君） 陳情との関連、陳情との関連は、どう思うか。

○教育総務課長（森山 泰邦君） 陳情につきましては、全校配置を望まれているものと考えておりますが、今、申し上げましたように、現在、配置している司書の協力体制を強めながら、対応——図書の利用効率、また、運用を向上してまいりたいと考えております。

○議員（11番 溝口 泰章君） 委員長、頼みますね。

○議長（生野 征平君） 次に、6項社会教育費について。

まず、18番、利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） 2目の19、負補交で自治公民館活動の226万8,000円、とがあります。（「何ページ」と呼ぶ者あり）212ページです。これは、担当課長にも、今

回の予算、前年度もそうですけど、うちの公民館長、挾間町内、約50自治区ありますが、1万か2万しか公民館費をもらわん。前は、4万、5万、もらいよったとかいう話がよくあります。もちろん、旧町時代、挾間は、この公民館事業に対して非常に金を出してました。いろんな事業が、金が、だけが目的じゃないんですけど、我々みたいに、大きく、戸建てが、もう急増しているところにとっては、やっぱり、地域の交流感が必要っちゅうことで、かなりいろんな事業しますが、やっぱ、それで、予算がなかなかありません。今、うちの公民館長に聞くと、市からの予算、1万円だそうですけども、これ辺、他に、先ほど、いろんな御質問がありましたが、何百万も何千万も出てる予算と比べたら、これ、自治の対応っちゅうのは、私、非常に大切と思うんですけど、これについて、ちょっと、公民館長から、担当課から、意見聞きたいと思いますが。

○議長（生野 征平君） 中央公民館長。

○中央公民館長（渡邊 定君） 中央公民館長でございます。御質問にお答えします。

この事業は、この補助事業につきましては、自治公民館の補助金交付要綱というのを設けておりまして、この中での趣旨といたしましては、今、議員の御指摘の部分もございましたけども、社会教育の振興に期すための、自治公民館が事業を実施した場合に、その予算の範囲内において、補助金を交付するというふうになっております。これは、事業の実施した自治公民館ごとの均等割、それから同じく、世帯、1世帯当たりの金額を定めておりまして、この分につきましては、予算の範囲内で動きのとれない、決まった数字でございますけども、今、議員御指摘のように、それぞれの自治公民館において、特色のある事業を実施して、計画をして実施をしていただいておりますけども、この事業の支払いにつきましては、総事業件数において、予算の範囲内で、計算をした数字で支払いをするということになってございます。

確かに、ここ、私、23年度の予算の数字しか確認できておりませんが、今までの事業の方向からいきますと、確かに、御指摘のように、若干、削減をされたような部分もございしますが、昨年の実績といたしましては、由布市における自治公民館、132の自治公民館がございすけども、この中で、22年度に実施した自治公民館は122自治公民館でございました。それぞれの累計の事業の数は、約400事業にも及びました。世帯につきましては、1万1,000以上の世帯数でございまして、昨年の事業の実績で、一番多く補助金を支払った自治区につきましては、今、議員の御指摘のとおり、実は挾間地区の、申し上げていいと思うんですが、古野自治区でございました。古野自治区の公民館、ここが、事業費割、それから、均等割も含めて、約4万3,740円程度、支払いをしたということになっています。過去におきましては、何万もお支払いいただいたというような、確かに、おしかりのお話もうかがいましたけども、こういった補助金の内容の性質上、問題は、予算をたくさんいただかなければならないのかなあというふう、反省をいたしております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 利光直人君。

○議員（１８番 利光 直人君） また、これは、一般質問みたいになりますんで、また、６月の議会でも、また検討したいと思いますけど、４００も課長、これ事業があつて、それで、これを割り振って、２２０万円ぐらいの予算も、また２４年度組んで、本当の地域振興とかいろんな面で、皆が、地域が努力しようと、努力する姿、いっぱい、私、わかるんですよ。これいうか、区長会でも話が出るんです。挾間自治区の十七、八人、寄るんですけど、「おまえどう、これ、どげえかならんのか」と、「ほかん銭な、どうかなろうが」と、よく言われます。この辺を、よう審議を願いたいと思います。

本当、課長も、こういう事業について、自分の思いがあれば、ちょっとお聞きしたいんですが、どう思ってるのか。これでいいと思うちよるのかどうか。（「もういい」と呼ぶ者あり）（「質疑だよ」と呼ぶ者あり）（「常任委員会で」と呼ぶ者あり）ああ、そうか。

○議長（生野 征平君） 利光議員。

○議員（１８番 利光 直人君） 委員会のほうでお聞きしますんで、委員長さん、十分に論議しちゃってください。

○議長（生野 征平君） 次に、３番、甲斐裕一君。

○議員（３番 甲斐 裕一君） ３番、甲斐裕一でございます。図書館員のことで、購入費のことで、ちょっとお聞きをしたいと思います。

この図書館購入費、年々、予算の減額が見られますが、図書の蔵書については大変なものがあると、私も感じているところでございます。各図書館の連携は、システムの改善により、よくなったと思いますが、市民の声は、本への望みは多様化しているような実態です。これの解消を行うためには、この予算でこたえ得ることができるのか心配でございますけど、これでよいのかどうか、もう少し、予算化ができないものかどうか。

○議長（生野 征平君） 中央公民館長。

○中央公民館長（渡邊 定君） 中央公民館長です。御質問にお答えをいたします。

本年度、２４年度の当初予算につきましては、上程をした金額等でございますけども、２２年、２３年と、特に、図書館の事業に係る財源につきましては、光交付金という大きな事業、交付金をいただきまして、実施をいたしたところでございます。特に、２３年度につきましては、２２年度の繰り越しということで、２３年度にかなりの経費を、予算をつけさせていただきました。その関係で、実施する一般財源からの持ち出しは、確かに少なかったと思います。しかしながら、２３年度においても、そういった図書館の、図書の購入につきましては、現在のところ、約６、０００冊ほどの購入実績を見たということでございます。本年の、２４年度の、この、図書

館の備品購入における、要求金額につきましても、多分、今の現在の計画では、約6,000冊ほどの購入の予定をいたしております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 甲斐裕一君。

○議員（3番 甲斐 裕一君） 館長、ちょっと、私の話、わかってないと思います。本というのは、蔵書というんですけど、これは3年ごとに入れかえをせねばなりません。そういうところで、6,000冊だろうが、どうあろうが、やはり、本というのは入れかえをしますので、その点、また、今後、考えた予算化をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（生野 征平君） 次に、7項保健体育費について。

18番、利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） 228ページの10款7項1目、ちょっと、これ、わからんので教えてください。

19の負補交ですが、総合型地域スポーツクラブの自立支援事業の負担金921万7,000円というのが、どういうもので、どういうふうに振り分けられているのかを、教えていただきたいと思います。

○議長（生野 征平君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（加藤 勝美君） スポーツ振興課長です。利光議員の質問にお答えいたします。

総合型地域スポーツクラブとは、文部科学省が、だれもがスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現するため、国民が日常的にスポーツを行う場として設立を推進しており、現在、大分県はもちろん、全国的に総合型地域スポーツクラブが設立され、活動いたしております。

由布市におきましても、ゆふいんチャレンジクラブ、そして、庄内みことスマイルインクラブが平成22年3月に設立され、それぞれ、活発的に独自の活動を行っております。

今回、予算計上をさせていただきました総合型地域スポーツクラブ自立支援事業負担金921万7,000円の内容でございますが、今申し上げました、庄内スポーツクラブ事業費負担金に381万9,000円、それから、ゆふいんスポーツクラブ事業費負担金539万8,000円を、事業費の負担金として予算計上をさせていただきました。

内容につきましては、主に、教えていただきます指導者の謝金、それからスポーツ用具の購入費等が、主な予算内容でございます。

なお、この事業につきましては、総合型地域スポーツクラブ自立支援事業補助金として、独立行政法人日本スポーツ振興センターから事業費の10分の9の補助金があり、諸収入雑入として、

８２９万３，０００円の受け入れ予定をいたしております。

また、もう１地域、まだ設立できていません、挾間町の地域総合型スポーツクラブの設立につきましては、現在、地域住民の方々よりアンケート調査等を実施しており、挾間町の体育協会、それから、スポーツ推進委員さん等が中心になり、立ち上げの準備等を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 利光直人君。

○議員（１８番 利光 直人君） これは、挾間が、なぜ遅れたんでしょうか。

それと、その、ゆふいんのチャレンジっちゅう、そのチームが、組織が何なのか。みことっちゅうのは神楽なんですか。チャレンジというのは、これ、野球なんですか、ゆふいんは。野球ですか。（発言する者あり）

○議長（生野 征平君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（加藤 勝美君） （「ようわからんで」と呼ぶ者あり）お答えいたします。

本来なら、３町同時に設立するのが本来だったんですけども、挾間町においては、もう少し時間をかけて、調査、それから研究を行い、実のあるものにしたいということで、現在、先ほど言ったように、約２，３００世帯へアンケート調査を配布し、今、１，０００枚回収しております。実のある、内容の濃いものにしたいということで、今、１年おくらせております。

それから、ゆふいんの事業の内容でございますけども、チャレンジクラブといいまして、子どもが、現在、５６名、大人が５３名の１０９名が、このクラブに加盟をいたしておりまして、子どもについては軽スポーツ、それから、サッカー、タグラグビー、ソフトテニス、陸上、野球等を中心に、月曜日と水曜日の１７時３０分から１９時３０分まで、湯布院のＢ＆Ｇの体育館、それから、湯布院中学校のグラウンドを利用して行っております。

庄内のみことスマイルインクラブ、これは、神楽が、よく、みことということで使うんですけども、あくまでもスポーツでございまして、軽スポーツ、これは、庄内の公民館で行っております。それから、なぎなた教室、それから卓球教室、ソフトテニス教室、月、水、金曜日に実施をいたしております。庄内につきましては、募集が少しおくれましたので、人数的には、子どもから大人まで２１名で、指導者は、スポーツ推進委員を中心に２２名で、現在、活動を行っております。口コミ等で、徐々に人数等もふえていっております。

以上でございます。

○議員（１８番 利光 直人君） はい、わかりました。

○議長（生野 征平君） いいですか。

○議員（１８番 利光 直人君） はい。

○議長（生野 征平君） これで10款を終わります。

以上で、議案第38号についての質疑を終わります。

---

#### 日程第43. 議案第39号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第43、議案第39号平成24年度由布市国民健康保険特別会計予算を議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 以下のやつは、皆同じなんでね。国保で代表してお尋ねします。（発言する者あり） え、何。国保。今、国保やろ。

いわゆる諸収入のところですよ。従来、諸収入でわけわからんっちゃうたら、今度は、その他で、もう、全く、わけわからなくなってしまったんですけどね。一般会計の場合は、その他の財源ということで、詳しい資料を出してたんですけども、特別会計では、そういう配慮は全くなくなってしまったっちゃうことで、前よりひどくなったんじゃないかと思うんですけども、あと、介護保険や後期高齢、簡易水道、全部同じなんですけどね。基本的には、財政のほうに尋ねればいいことなんですけども、それで、特別会計のときに、こっちへ言ってきたことなんで、基本的にどういうふうなお考えで、そのまねを主としているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（生野 征平君） 財政課長。

○財政課長（秋吉 孝治君） 財政課長でございます。特別会計の、ほとんどのところの諸収入については明細がございませんで、実は、経過を申し上げますと、今回、様式が変わる段階で、私どもから特別会計に、一般会計はこういう様式を、諸収入、つくりますので、特別会計についてもってということで、しておりましたけども、なかなかそれが徹底できなくて、今回、当初のときに間に合っておりませんので、あすから常任委員会始まりますので、その辺の内訳については、あすの朝、常任委員会の始まる前に、議員さん方には、財政課のほうで、すべて整理してお配りしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（生野 征平君） いいですか。

○議員（12番 西郡 均君） はい。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。（「もう、後のもういいです」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

---

#### 日程第44. 議案第40号

#### 日程第45. 議案第41号

日程第４６．議案第４２号

日程第４７．議案第４３号

日程第４８．議案第４４号

日程第４９．議案第４５号

○議長（生野 征平君） 議案第４０号から議案第４５号まで質疑がありませんので、質疑を終わります。

それでは、議案第１号から議案第４５号までの計４５件の議案については、会議規則第３７条第１項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員会での慎重審議をお願いいたします。

\_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_

○議長（生野 征平君） これで本日の日程はすべて終了いたしました。

次回の本会議は、３月１２日午前１０時から、補正予算にかかわる委員長報告、採決を行います。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

午後４時５５分散会

\_\_\_\_\_